

平成18年11月宮崎県定例県議会

平成17年度普通会計決算特別委員会
総務政策分科会会議録

平成18年11月30日～12月1日

場 所 第2委員会室

平成18年11月30日（木曜日）

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成17年度決算の認定について

出席委員（8人）

主	査	萩原耕三	
副	主	査	満行潤一
委	員	緒嶋雅晃	
委	員	米良政美	
委	員	坂元裕一	
委	員	由利英治	
委	員	野辺修光	
委	員	新見昌安	

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長	野中憲二
総合政策本部次長	宮本尊
部参事兼総合政策課長	渡邊亮一
部参事兼秘書広報課長	吉瀬和明
統計調査課長	山田敏代
広報企画監	高藤和洋

総務部

総務部長	河野俊嗣
総務部次長 （総務・職員担当）	丸山文民
総務部次長 （財務担当）	長友秀隆
危機管理局長	佐藤勝士

部参事兼総務課長	米良剛
部参事兼人事課長	稲用博美
行政経営課長	米原隆夫
職員厚生課長	鈴木高
財政課長	和田雅晴
税務課長	萩原俊元
危機管理室長	日高昭二
消防保安室長	押川利孝

出納事務局

事務局長	美濃田健
会計課長	森山美隆
物品管理課長	水元重次

人事委員会事務局

事務局長	渡辺義人
総務課長	井黒学
職員課長	福村英明

監査事務局

事務局長	甲斐景早文
監査第一課長	福島順二
監査第二課長	川越長敏

議会事務局

事務局長	後藤仁俊
事務局次長	河野喜和
総務課長	馬原日出人
議事課長	四本孝
政策調査課長	高屋道博

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	古谷信人

○萩原主査 ただいまから普通会計決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあります日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 それではそのように決定いたします。

次に、先日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元に配付してあります分科会説明要領により行われますが、説明については、目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてであります。その場合、主査において、他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のために暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○萩原主査 それでは分科会を再開いたします。

平成17年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○野中総合政策本部長 それでは、17年度の決算につきまして、お手元にお配りしております

「平成17年度決算特別委員会資料」、これに基づきまして御説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして資料の1ページをまずごらんいただきたいと思います。この表は、県の総合長期計画に基づきまして、総合政策本部の施策を左側に網かけしておりますけれども、この4つの柱ごとに整理したものでございます。一番右側に個別施策を整理しておりますので、その主なものについて内容を説明させていただきます。

上から2番目の「二酸化炭素等排出削減行動の推進」でありますけれども、これは省エネルギー化による地球温暖化防止あるいは光熱水費の削減等を図るE S C O事業、この事業を県有施設へ導入することの可能性調査を実施しますとともに、導入の手順等を示した基本指針を作成したところでございます。

その次の「産業連携による新産業の創出及び競争力強化」についてでございますが、新産業の創出あるいは企業の競争力強化、こういったものを図りますために、さまざまな産業が従来からの分類の枠を越えて連携していくことが重要であります。産業連携マッチング会の実施など具体的な産業支援の取り組みを行ったところでございます。

次に、一つ飛びまして「新たなサービス業の創出」についてでございますが、厳しい景気・雇用情勢が続く中で、地域の経済を活性化しますとともに、また継続的な雇用を創出する方策の一つとしまして、また、一方で、住民が主体的に地域の課題を解決する新たな手段としまして、コミュニティビジネスの創造支援に取り組んだところでございます。

それから、次の「地域の宝を生かした元気のいい地域づくりの推進」でございますが、これ

は国が進めています構造改革特区や地域再生計画の取り組みを推進したところをごさいます。17年度は、3歳児未満の幼稚園入園を認めます「宮崎幼稚園早期入園特区」、こういったものなどの4件の特区認定を受けました。また、「みやざきITクラスター形成による雇用創出プラン」など20件の地域再生計画が認定されたところをごさいます。

施策体系につきましては、以上でございすが、次に、決算の状況について御説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

17年度の一般会計及び開発事業特別資金特別会計を合わせました決算の状況でございすが、当本部の3課合わせまして、予算額が22億1,413万8,000円、一番下の欄でございすがけれども、これに対しまして支出総額が22億761万1,358円、不用額が652万6,642円となっております。執行率は99.7%で、翌年度への繰り越しはございせん。

また、監査における指摘事項につきましてもございせん。

各課ごとの決算内容等につきましては、担当課長から御説明をさせます。

私の方からは以上でございすが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○渡邊総合政策課長 それでは、総合政策課の決算内容について御説明いたします。

ただいまの「平成17年度決算特別委員会資料」の総合政策課の5ページから10ページにかけて掲載しております。9ページをごらんいただきたいと思ひます。

9ページの一番下の行に一般会計の計でございすが、総合政策課で平成17年度一般会計の

決算額は、予算額6億8,919万9,000円に対しまして、支出済額は6億8,446万2,255円でございます。不用額が473万6,745円で、執行率は99.3%となっております。

このうち、前ページ7ページを見ていただきたいと思ひます。

中ほどの(目)計画調査費でございすが、不用額が右の方に304万余となっております。主な理由でございすが、地域ビジネス創造事業におきまして、補助事業の遂行が困難となった事業者に対しまして、補助金の交付決定取り消しを行ったことにより、補助金に不用を生じたものでございすが。

次に、恐れ入ります、10ページをごらんいただきたいと思ひます。

開発事業特別資金特別会計の決算についてでございすが、この特別会計、企業局の電気事業会計からの繰入金金を主な財源としております。17年度の決算につきましても、下から2段目の特別会計の計の欄にございすが、予算額が4,572万4,000円に対しまして、支出済額が4,569万3,669円でございます。不用額が3万331円となっております。執行率は99.9%となっております。

この結果、総合政策課の決算合計といたしましては、一番下の総合政策課の計でございすが、一般会計と特別会計合わせまして、予算額は7億3,492万3,000円に対しまして、支出済額は7億3,015万5,924円、不用額が476万7,076円で、執行率は99.4%となっております。なお、翌年度への繰り越しはございせん。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。別冊の分厚い「主要施策の成果に関する報告書」をごらんいただきたいと思ひます。

この報告書につきましては、今回、政策評価

の結果も盛り込んだ形となっております、記載内容が従来と変わっております。表紙を4枚めくっていただいて、目次の次に、ページは打ってありませんが、今回の変更点について記載されております。具体的には、各主要施策の成果の報告を御説明しながら、この変更点等について御説明させていただきますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、総合政策課分の7ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、4行目に、(1) 地域に開かれた魅力ある高等教育環境の創出についてでございます。この施策は、長期計画の体系上は、この2段目にあります、1、「未来を拓く子どもが育つ社会」という政策、これは政策でございます、これにぶら下がっている施策の一つであります。以下、この報告書で掲げています各施策、以下ずっと御説明しますが、この部分の記載についてはそのようになっております。政策、そして括弧のところは各施策ということになっておりますので、よろしくお祈りいたします。

そこで、この地域に開かれた魅力ある高等教育環境の創出についてでございますが、この施策の目標が次に書いてあります。これは、長期計画に掲げている内容と同じでございます。ここではこの施策の目標、高等教育環境の整備と高等教育間の持つ知的資源の地域活性化への還元というふうに書いてありますが、これが長期計画では同じように書いてあります。この施策の推進に当たっての具体的な事業としましては、下に表がありますが、施策推進のための主な事業及び実績という表があります。ここに書いてありますように、県内の高等教育間の連携組織であります高等教育コンソーシアム宮崎、この活動へ支援を行ったところでございます。

次に、施策の推進状況というのが記載してあります。これは、政策評価の評価結果を記載したものでございまして、地域に開かれた魅力ある高等教育環境の創出、この施策の評価結果でございます。ここではB、おおむね順調という評価になっております。ここで注意していただきたいのは、この評価結果は上にあります大学連携コンソーシアム支援事業の事業評価ではございません。地域に開かれた魅力ある高等教育環境の創出の施策の施策評価結果をここに記載しております。というのは、施策によりましては、施策を構成する事業が複数ありますので、同じ施策を目標として、他の課でも別の事業を行っている場合がございます。一概に総合政策課の事業だけの評価とはなっておりませんので、この点は御注意いただきたいと思っております。以下ずっと各施策同じでございます。ただ、この地域に開かれた魅力ある高等教育環境の創出につきましては、今のところ、具体的な事業としましては、総合政策課の高等教育コンソーシアム宮崎への支援事業しかございませんので、結果的にはこの事業評価と施策評価は、それぞれ評価の文言は異なるんですが、評価ランクは同じになっております。ちなみに、この高等教育コンソーシアム宮崎への支援事業、大学連携コンソーシアム支援事業への事業評価はB、おおむね想定した成果を得ていると評価しております。評価ランクは同じになっております。なお、事業の成果としましては、下の施策の成果、数値目標等の表に記載してありますように、公開講座あるいはインターンシップなどが実施されたところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。8ページに記載しておりますように、今後とも、この高等教育コンソーシアム宮崎を支援するこ

とによりまして、県内の高等教育全体の魅力向上、高等教育環境の有してます知的資源の活用、これを図ってまいりたいと考えております。

以下同じような形で各施策を書いておりますので、ポイントだけ説明させていただきます。

次は9ページでございます。

4行目、(1) 二酸化炭素等排出削減行動の推進の施策でございます。

これにつきましては、先ほど本部長が御説明しましたが、表に記載していますように、ESCO事業の県有施設への導入可能性調査を実施したところでございます。また、調査の結果、大きな効果が見込まれるということで、ESCO事業導入の手順等を示しました宮崎県ESCO事業導入基本指針を策定したところでございます。今後とも、ESCO事業の導入につきましては、積極的に取り組む必要があると考えておまして、現在、県立宮崎病院で導入に向けた手続を今進めているところでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思えます。

4行目でございますが、産業連携による新産業の創出及び競争力の強化という施策でございます。先ほど部長の方で御説明しましたように、従来の産業分類の枠にこだわらないということで、さまざまな産業が連携した取り組みを行いまして、新しい産業、新産業を創出するというところでございます。そこにありますように、新規事業として産業連携推進事業を実施しました。具体的には、各産業分野を代表します団体の実務者で構成します産業連携研究会を立ち上げまして、その提言等を踏まえまして、産業連携マッチング会を実施したところでございます。下の施策の評価にありますけど、今後ともさらに連携を進め、新産業の創出、既存産業の競争

力強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、下から4行目、(2)の施策、地域科学技術の振興についてでございます。11ページを見ていただきたいと思えますが、科学技術シンポジウムの開催などを行ったところでございます。地域科学技術の振興につきましては、今後とも、産学公の連携による推進を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思えます。3行目でございます。

(1) 施策、新たなサービス業の創出についてでございます。総合政策課としましては、地域ビジネス創造事業を実施したところでございます。地域ビジネスの意味、定義につきましては、このページの下の方、米印で書いております。要は、より地域や住民に近いところで地域の資源を活用して、新たなビジネスの発掘、創造に取り組む事業に対して支援をするものでございます。昨年度は、上の表に記載しておりますように、新しい地域ビジネスのアイデアを募集しまして、調査事業が1件、それから新規創業6件の合計7件の事業プランを支援しました。経営アドバイザーを派遣し、専門的なアドバイスも行ったところでございます。今後とも、このような雇用あるいは地域の活性化に寄与する可能性のある新たなサービス産業の育成・創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、13ページをごらんいただきたいと思えます。4行目でございます。

(1)の施策、地域の宝を生かした元気のいい地域づくりの推進についてでございます。総合政策課としては、国の進めやすい構造改革特区、あるいは地域再生計画の促進を図ったところでございます。構造改革特区につきましては、認定4件と書いてありますが、具体的には、3

歳未満児の幼稚園入園を認めます「宮崎県幼稚園早期入園特区」、それから、網またはわなを指定しまして免許取得ができます「元気みやざき網・わな免許特区」、そして、初級者の情報技術試験の一部免除を可能にする、「元気みやざきフレッシュIT人材特区」、そして、日向市において、小中一貫教育が可能となります、「日向市小中一貫教育特区」、この4件が認められております。

また、地域再生につきましては、「みやざきITクラスター形成による雇用創出プラン」——先ほど部長も申し上げましたけど——など20件が認定されております。

次に、14ページをごらんいただきたいと思っております。2行目でございます。

県境を越えた広域的な取り組みの推進についてでございます。そこに記載しましたように、表に記載しておりますが、全国知事会、九州知事会、地方知事会などを通しまして、国に対する要望活動等を実施したところでございます。

次に、下の方を見ていただきまして、(2)地域連携軸の形成でございます。15ページに具体的に記載しておりますが、東九州軸構想あるいは南九州広域交流圏構想等の推進のために関係する各県と共同で国への要望活動等を行ったところでございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと思っております。

4行目にありますが、(1)の施策、県計画の総合的推進についてでございます。表の中の一番上にありますように、17年度は総合長期計画の計画書の作成等を行ったところでございます。また、分野横断プロジェクトにつきましては、プロジェクト推進のための調査研究及び全庁的な推進会議を行いました。そして、元気みやざ

き県民運動の展開を図ったところでございます。

また、次の政策評価でございますが、政策評価は平成15年から実施しているところでございますが、平成17年度は25の政策、209施策、それから741の主要事業について実施しました。その結果を翌年度の重点施策、予算編成に反映させたところでございます。

主要施策の成果に関する報告書については以上でございます。

なお、審査意見書及び監査報告書に係る指摘要望事項は該当ありませんでした。

総合政策課は以上でございます。

○吉瀬秘書広報課長 秘書広報課でございます。

決算特別委員会資料の11ページから12ページにかけて記載をしております。

秘書広報課の決算概要でございますが、12ページの一番下の欄を見ていただきたいと思っております。一番下の欄に、秘書広報課の計を書いておりますが、予算額が5億4,973万1,000円、支出済額が5億4,836万7,914円、不用額が136万3,086円、執行率が99.8%となっております。目の執行残が100万円以上のもの、あるいは執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてでございます。別冊の報告書をごらんいただきたいと思っております。別冊の報告書の18ページ、19ページが秘書広報課の分でございます。

まず、18ページでございますが、その他県政一般のうち、県民の参加についてでございますが、まず、県民の意見要望等を的確に把握いたしまして県政に反映させるために、主な事業といたしまして、広聴活動、その実績でございますけれども、まず、「知事と気軽にトーク」、これにつきましては、知事が県内で活動しているさまざまなグループや施設等を訪問いたしま

して、出席者との意見交換などを通して、県民の幅広い意見を県政に反映するために行うものでございまして、商工、農林業のグループ、あるいは地域づくりグループ等を対象に12回実施しているところでございます。

次の、「県民の声事業」は、専用電話、ファクス、電子メール等で寄せられた県民の生の声を直接知事に届け、県政に反映させるために行うものでございまして、平成17年度は1,474件の意見が寄せられております。

また、次の一つ飛ばしまして、17年度の新規事業といたしまして行いました宮崎県政出前トーク、知事や職員が地域に出向いて県政の重点施策や県の取り組む事業等について直接県民の方々に説明を行うことによりまして、県政に対する理解を得るとともに、県民との協働による県政運営を図るものでございます。知事が出席いたします出前県庁を3回、職員が出席いたします出前講座を40回実施しております。

このような事業を行うことによりまして、表の下にも書いておりますように、このような広聴事業を通しまして、県民のさまざまな意見を県政に反映することができたというところであります。今後より幅広い県民の意見等を県政に反映させるために、広聴事業の充実を図っていきたくと考えております。

次に、19ページでございまして。

右側の19ページでございまして、(2)の県民の協力でございます。各種の広告媒体を通じまして、県政の広報活動を行っておりますが、その主な実績でございます。

まず、県広報みやざき、これを年6回発行しております。さらには、下の方に書いておりますが、県の行事等をお知らせいたします「県政けいじばん」を新聞に掲載したり、あるいは

テレビ、ラジオによる県政番組の放送、さらには県庁ホームページでの情報発信などがございます。また、一番下に書いております新規事業、親しみやすい県政広報推進事業におきましては、県政の目指す姿をわかりやすくあらわしましたキャッチフレーズやロゴマークなどを策定するとともに、テレビコマーシャル、県政番組に活用したところでございます。表の下の方に書いておりますように、これらの各種広報媒体を通じた広報活動によりまして、広く県民に県政に関する情報の提供を行うとともに、県民の県政に対する理解の促進と親近感の醸成を図ったところでございます。今後も、県民の県政に対する理解を促進し、県民と県政との信頼関係を醸成するため、積極的に広報を行っていきたくと考えております。

主要施策の成果に関する報告書については以上でございます。

なお、審査意見書及び監査報告書における指摘事項はございません。

秘書広報課は以上でございます。

○山田統計調査課長 統計調査課の決算概要について御説明申し上げます。

統計調査課につきましては、平成17年度決算特別委員会資料の13ページから15ページであります。15ページの一番下の統計調査課合計欄をごらんください。

統計調査課の平成17年度における決算につきましては、予算額9億2,948万4,000円、支出済額9億2,908万7,520円、不用額39万6,480円、執行率99.9%でございます。なお、翌年度への繰り越しはございません。目の執行残が100万円を超えるもの、及び執行率が90%を下回るものについては該当ございません。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げ

げます。

分厚い本の「主要施策の成果に関する報告書」の20ページをお開き願います。

各種行政施策の実施及び計画立案等に必要なる基礎資料を得るために、各種調査を行っております。

表に主な事業2つを掲げておりますが、まず1つ目の国勢調査でございます。この調査は、総務省の指定統計として5年周期で実施されるものであります。我が国に常駐するすべての人が対象となり、本県では県内の45万1,208世帯を対象に、平成17年10月1日を調査日として実施しました。年齢、世帯構成を初め、居住や就業状況を調査することにより、各種行政施策を推進する上で最も基本的なデータである人口、世帯に関する基礎資料を得ることができました。

次に、統計調査情報共有化推進でございます。この事業は、庁内外の統計調査情報を可能な限り収集し、体系的に一元化したデータベースを作成し、県庁ホームページにわかりやすく掲載するもので、本年4月に公開したところでございます。当事業の実施により、利用者にとって効率的で効果的なデータの収集が可能となり、県民の方々の協力によって得られた統計調査情報を県民の方々との共有財産として還元いたしますとともに、各種行政施策の計画立案等に役立てているところでございます。主要施策の成果に関しましては以上でございます。

なお、審査意見書及び監査報告書に係る指摘事項につきましては該当ございません。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○萩原主査 執行部の説明がすべて終了いたしました。これより質疑を行います。

○米良委員 16ページですけど、この委員会でも再三委員の皆さんたちのお話がありますよう

に、総合政策課というのは、もちろん重要施策の総合企画と総合調整というのがここにもありますけれども、やっぱり皆さんたちの目配り、気配りでどう県政が動いていくかという一つのものがあるということは、私ども理解しておりますが、例えば総合長期計画の推進管理にいたしましても、各部各課がどういうふうなみずからの政策なり評価しているのかということにつきましては、それは各部各課まとめておられるでしょうが、そういうものが例えば総合開発審議会が1回しか開かれておりませんが、その後の措置というのは、審議会あたりでどういうふうな対応がなされておるのか。やっぱり来年度に反映をしていくという点からすると、審議会等の役割というか、任務というか、そういうものがひとつ大事になってくると思いますから、そういう各部各課のいろんな政策評価を受けて、審議会の皆さんたちがどう判断をし、来年度につないでいくかということが極めて大事だと思っておりますので、そこらあたりの対応といたしますか、お聞かせをいただきたいというのが一つ。

それから、秘書広報課でございますが、まず主要施策の成果ということで御報告をいただきましたので、広報活動、広聴活動ですよね。非常にこれが目玉となっておるわけでありましたが、せっかく何千件、何回かにわたりまして出前講座とか、そういうものをやられましたよね。いろんな「広報みやざき」あたりでいろいろ見たりしておりますけれども、ここあたりで出てくる具体的な県民の声として、例えば上から10個ぐらいはここで紹介できるのかなというそういう期待もしておったのですが、もしそういうのが後でわかれば、県内でどういう話があったのかなということぐらいは、課長、欲しいなと思

います。その2つです。

○渡邊総合政策課長 総合計画審議会でございますが、実は、今年度も11月の上旬に開催させていただきました。それで、その中身の主なテーマが、政策評価ですね。この評価につきまして、我々が出した案について御意見を聞くという形で、中身を進行させていただきました。そして、その場には、知事以下各部局長全員そろいましてその御意見を聞かせていただく。それで、特に今回は全体的な評価につきまして厳しい評価をした面がありまして、その中でいろいろ課題とか、各施策の課題等についても、各委員から御質問がありまして、それについては、各部じかにその意見を聞いていただきまして、次の、来年度に向けた、次年度に向けた施策に反映していくという形を取らせていただいております。基本的に年1回しかやっておりますが、我々としましては、外部からやはり総合長期計画の進行管理についていろいろ御意見を聞くというのは非常に大事だと思っておりますので、より充実した形でやっていきたいというふうに考えております。

○高藤広報企画監 米良委員のおっしゃった、まず1つ、出前県庁でございますが、去年の出前県庁、3回やっておりますが、例えば延岡では、延岡西高校の跡地の利用とか、そういうのが県民の声としてどういうふうに、いろんな施設をつくってほしいとかいう意見が出ております。都城では林業とか森林環境税の話題が出ておりますし、宮崎市で行ったときには行政改革の、県庁では行政改革をしっかりとやってほしいとか、あと、災害時の情報、聴覚障がい者の情報伝達をしっかりとやってほしいとか、あとNP Oとの協働指針を策定してほしい、そのようなものが出前県庁では出ております。あと、「県民

の声」につきましては、内容につきましては、今どういうものが多かったかは整理中ではありますが、大ざっぱに申し上げますと、去年は台風14号の関係で災害関係の声が多かったということが言えるかと思えます。以上でございます。

○米良委員 もしそのまとめがまたでき次第、見たいものだなと思えますから、何かそのときは下さい。

○高藤広報企画監 わかりました。

○緒嶋委員 私は、総合的に総合政策本部のあり方というのを、いつも今の姿が県庁組織の中で、本当に総合政策本部というのは全体をリードする、そういう力と体制がなければ私はだめだといつも思っておるんですけども、そういう点では、やはり総合政策本部という名前からして、今の体制が本当に宮崎県の振興のための体制としていいのかどうかということを基本的にいつも思っているわけです。というのは、皆さん方のいろいろシンクタンク的なスタッフがそろっておりながら、その各ほかの部に対する本当にリーダーシップがとれておるかどうか。というのは、皆さん方は、考えるだけの体制であって、いわば財政的な裏づけを持っていないわけですね、組織として。でありますから、皆さん方がいろいろ御苦勞なさっておることが、目に見えた形でリーダーシップとしてそれがうまく機能していない、そういうことをいつも私は思うのですけれども、これは今いろいろ大変な時期ではあるわけですが、やはり体制を見直していかなければ、このままで本当に総合政策本部という名にふさわしい姿であるのかどうか。やはり財政を抱えないままで総合政策本部があってもいいのかどうか。逆に今のままなら、昔の企画調整部的なものでもいいんじゃないかというような気がしてなるんですけど、

このことについては、県庁のそれぞれ、今知事も大変厳しい立場に置かれておりますけれども、将来の宮崎県の発展のために、今の機構でいいのかということについて、本部長、これは大変私は、今後の宮崎県を考える場合、大きな組織の中での課題ではないかなという気がするんですが、その基本的なことについてどう認識しておられるか。

○野中総合政策本部長 ただいまの緒嶋委員の御意見は前にもお伺いしたことがあると思いますし、私自身もなかなか立場上明快に申し上げにくいところがありますけれども、非常に近い気持ちを持っておるつもりでございます。そのことは、知事初め総務部等にも私たちの気持ちは伝えておりますし、確かに私も、非常にまだまだ、全く不完全な組織の形じゃないかなという気がしております。これはですから、当然今度の4月にできるのか、さらにもうしばらく時間がかかるのかわかりませんが、総合政策本部としては、今緒嶋委員がおっしゃったことに近い形の組織なり形態をもうちょっと考えてもらうようにということは声を出しておるところでございます、一部には、財政部門がどうできるかというのはまたちょっとわかりませんが、もう少し違う分野も私の総合政策本部に繰り入れてもらうような動きなども事務的には今進めておるところでございます。以上です。

○緒嶋委員 これはぜひ全庁的な課題として取り組んでいただかなければ、今、なかなか先行きが見えない状況の中では何とも言えないだろうと思うのですが、やはり本当に県庁が元気のいい地域、県民生活を模索する中で、職員自身も、ほかの部署の職員自身も、不満というか、今の体制がいいとは思っていない人が多い

んじゃないかなという私は気がしてならないのですよね。そういうことを含めて、そういう組織そのものが機能しなければ、県勢の発展もあり得ないという気がいたします。

その中で、私はやはり宮崎県を将来九州の道州制を見据えていく中で、九州の中で宮崎県が一番過疎地というか、振興が今から未発展の地域であるという認識を県の職員の皆さんも持っていないと、当然5年後には西は新幹線の時代です。高速は当然、道路は整備されておるわけですね。その中で宮崎県をどうするか、九州の中の一体的な発展のために、逆に宮崎県のおくれが九州の全体の発展の阻害要因になっておるといような意味合いの中で、九州は一つという考えの中で、東九州軸推進機構とか、南九州広域交流圏会議とかいろいろありますけど、そのあたりがうまく機能しておるのかなというのが、私もいつも懸念として思うのですよね。それは日豊線の高速化についても、全然我々がそれぞれJR等そのほかに行ってみると、何ら毎年行っても一つも前進の兆しさも見えない。これはJRそのものが厳しい立場であるので、やはり県がある程度支援をする形ででも何とかしなければという意欲が見えてこんわけですよね。そういうことを考えた場合、本当に九州は一つという思いをどう貫くかという宮崎県の姿勢というのをもっと強く出していいんじゃないかなという気がするんですけど、このあたりはどうですかね。

○渡邊総合政策課長 今、緒嶋先生がおっしゃる、まさにそのとおりでございます、特に東九州軸につきましては、あれだけ西九州が新幹線とかそういう中で、東九州軸がもともとこれは九州4県と経済界でやったわけですけど、もともとこの発想は高速道路でございました。高

速道路の東九州自動車道の早期整備でございました。ところが、もう西の方は新幹線の話が出ておる。いよいよ東九州自動車道も目に見えてきましたので、鉄道とか、新たなテーマを明確にして、東九州一丸となってやっていかないかん。だから、東九州軸推進機構は、具体的なテーマをもう一回改めて認識し直す必要がある、これは我々も強くそう感じておりまして、これは我々総合政策本部の大きなテーマということに考えております。

○緒嶋委員 ぜひそれを宮崎県の置かれておる日本全体の中での消費地に遠いという流通問題をどう解決するかということ以外に宮崎県の発展はないわけですので、その1点に絞ってでもやらんと、地産地消的な発想もいけれども、それだけでは宮崎県の発展はあり得ないわけがありますので、どうしてもこういう流通体制、そういうことを含めながら、北九州や関西、関東を含めた流通パイプをいかに大きくするか、そういうこと1点に絞って、総合的な政策の中でどう農政あるいは林務とか商工とか、そういう総合的なリーダーシップをとるのが、私は総合政策本部の一番の目標でなければならんんじゃないかなという気がするわけですがね。その点、部長もいろいろ環境森林部のときから頭を悩ましておられたわけですけど、部長として、そこ辺のところをどう考えておられるか。

○野中総合政策本部長 私も総合政策本部に着任して以来、いろんな政策を考えるのに、今緒嶋先生からも発言がありましたけど、交通インフラといいますか、交通基盤の整備は避けて通れない、これを無視しては何も組み立てられないという考えを持っておりまして、東九州道も今着々と進んでおりまして、おおむね先が見えてきたという感じがしておりますけれども、お

っしやいましたような日豊線の問題でありますとか、それからフェリー海上輸送の問題、あるいは航空輸送の問題さまざま、それから地域バスの問題などありますけれども、こういう問題をもう少し、何か今県全体で見ても、何か心配する、懸念する声が聞こえないというのが逆に心配で、もっと我々ももう少し頑張らんといけませんけれども、県民にもう少しそういったことを心配する機運も醸成していかんといかんのじゃないかなという気がしております。実は、交通政策でいいますと、今現在は地域生活部の総合交通課が担当しておるわけありますけれども、私どももうちょっと領域は無視して、例えばJR九州の専務にも3度ほど会っていただきまして、いろいろ意見交換等もさせていただきまして、道路は先がだんだん見えてきたけれども、さっき話がありましたように、西側は新幹線がもう2011年には開通しようとしているのに、宮崎県の鉄道は、このまままだあと何世紀待たされるんですかという話をしたぐらいで、その機運を県民自体がもう少し盛り上げてもらわないと、行政だけが動いてもなかなかついてこないという点もあるものですから、逆にそういう土壌をつくっていく必要があるんじゃないかなという感じがしております。私も、微力ながらJRにかけ合ってみたり、あるいはメディアの方たちと会ったときも、そういう県民の機運を盛り上げるような報道もやってくださいよというお話をしたりしてきたところですが、これは東九州側に新幹線が通るかどうかは別としましても、今の鉄道のままでいいのかというのは非常に大きな私は懸念を持っておりまして、これは何とか県議会の先生方のお力添えも受けながら、もう少し機運を盛り上げていかんといかんのじゃないかな、10年前に宮崎空港に鉄道

乗り入れが実現しましたけれども、それ以来何も進展がないというのが非常に気がかりでございまして、これをもう少し活用して、あるいは産業振興であれ観光であれ、もろもろに寄与してくれるのが交通基盤の整備だと思っておりますので、何らかの戦略を立てていく必要があると、非常に強く感じておるところでございます。

○緒嶋委員 私は、総合政策本部には総合交通課一つあるだけでも、大分皆さん方の働き方が違ってくると思うのですよ。今は手足がなくて考えることだけ考えておけという形だから、何も目に見えたものが前進がない。だから、今度は組織の中で、少なくとも地域生活に総合交通課も関係がありますけれども、もうちょっと一段高い視点で、総合交通課あたりだけでも皆さんのところに持ってきて、そして、総合的に流通の問題とか、いろいろな問題を考えるぐらいの知恵は早くやらんと、何年たっても、財政問題もあります。けれども、何か一つぐらいは形としてあらわれて、そして総合政策本部がリーダーシップをとっていろいろなことをやっておるといような、早くそういう体制だけでも、ぜひ早目につくってほしいなということを要望して終わります。

○野辺委員 ちょっと私、総合長期計画の「元気やざき創造計画」のことでちょっと基本的なことを聞きたいんですが、実は、この策定には莫大な予算と労力をつぎ込んで、また各部局の上位計画に基づいての各種計画も改定されて、恐らく数億円の金がかかっていると思うのです。これは第5次が4年目で改定されたわけですから、私としては、後期の5カ年計画で大きく変えてもいいんじゃないかと。10カ年計画はやはり動かすべきではないという考えに基づいてきたんですが、今まさに知事の問題、大変心配さ

れるわけでありまして。安藤知事になられてこれは4年目で改定されたんですが、今後やはり議会もやめていただきたいという勧告をしているわけでありまして、知事の交代ということも残念ながら考えていかなきゃならないと思うときに、今後、私は総合政策本部でこれは頑張っただけでよかったんですよ、まだ後期計画をやるべきだということで。そういうことを考えたときに、今後、仮にそういう問題が起きたときには、総合政策本部としてどのような対応をされていくんですか。

○渡邊総合政策課長 前の長期計画のあれは改定というよりも新しい計画をつくったという形になっております。今の計画はですね。これはまさにトップマネジメントといいますか、この計画につきましては、知事が決める専権といいますか、まさに政策の基本観でございますので、これはもう知事の意向というのがあるんだろうと思います。ただ、我々事務的に言いますと、計画のあり方については、最近いろんな形が出ております。例えば、長期につくる計画もあれば、短期につくる計画もあります。短期というのは、知事の任期に合わせた計画というのもあります。いろんな計画のつくり方があります。それから、計画自体をつくらないというのもあります。本県で言えば、前に県政推進プランというのは来年の3月までで切れます。今の知事が就任されて4年間の県政推進プラン、これは総合長期計画とは別でございますが、そういうものでやられる県もあります。事務的に言いますと、そういういろんな対応がありまして、これは少なくとも長期計画については知事が最終的には判断されることだろうというふうに考えております。

○野辺委員 そうなりますと、やはり宮崎県総

合長期計画ということでいろんな施策が展開されているわけですが、もし、今後そういう知事でも交代せざるを得ないというときには、私としてはこれは10カ年なら10カ年計画として、総合政策課がそういうものじゃありませんよというブレーキをかけるべきだという考えを持っておるんですよね。しかし、知事の意向で、また例えば、新しい知事になられるかどうかわかりませんが、仮定の話で申しわけないんですが、また改定するということになると、莫大な予算と結局労力がほとんどそれに総合政策課は集中しなくてはならないと思うのですが、その辺はやっぱり総合政策本部として明確なものを、もしそういうことがあっても、譲れないものは譲れないという形で頑張ってもらいたい、こう思っておりますので、要望でいいです。

○萩原主査 ほかがございませんか。

○坂元委員 緒嶋委員の東九州ですね。東九州4県でいろいろ陳情に行くんだけど、まあ意味がないなと私は思うのですよ。あんなのを持っていったって、どうせちり箱に入れるぐらいで、やっぱり大分なら大分で持ち回りで大会か何かやっていると、さっき言われたけど、行政は一生懸命やっているけど県民は無関心だと言われるけど、県民を巻き込んでないからですよ。我々があんなことを言ったってだれも知りませんよ。旅費等高い金使って持って行って、何の効果も生んでないということはみんな知らないわけですから。そういう政策評価を本当はすべきだと私思うわけです。ということを見ると、この間鉄道局長が、いや、西九州の新幹線を今度は鹿児島から宮崎まで上げましょうと、そういう方がいいですよと言うわけですよ。これも一つの案である、ということはどういうことかということ、一番ネックは宗太郎峠が一番ネッ

クであるわけでしょう。上からフリーゲージでも大分まで持ってきて、下は鹿児島から延岡まで持っていくというのが一番現実的ではありませんよね。それと同時に、今度は逆に道路特定財源を一般財源化するというなれば、それはどういうふうになるかわかんけれども、例えば、宮崎の道路局長に言ったんですよ。できれば宗太郎峠に2階建てのトンネルを抜いてくれと。で、1階部分は新幹線かフリーゲージトレインが使えるようにしてくれと。2階部分を高速道路で使うというふうに複合的に、昔運輸省と建設省と別だったから、今度は国交省で一緒になっているんだから、そういう効率的な財源の使い方というのはいけないのかと。例えば、開かずの踏切は全国に1,000カ所あるけれども、どうだこうだというけれども、こういうふうなところには、そういう効率的なトンネルを抜いた方がいいんじゃないかと言ったんですけれども、そういうふうな政策の提言をまずやって、こんな4県の集まりだとかそんなのをやったって無理ですよ。問題は政策を詰めて、これがより効率的で早くでき上がって、財源的には非常に難しい面があるとか、そういう提言の研究か何かして、県民を巻き込んでいくというぐらいの運動形態に変えないと、東京あたりに金を捨てに行くような陳情活動も、私は全く意味がないと、県民に伝わってないんですよ。だから、部長が県民は無関心だと言われるけど、それは行政が県民を巻き込んでないからですよ。と私は思っています。

○新見委員 19ページの広報活動についてお尋ねしたいんですが、私、宮崎市に住んでますから、県庁のホームページと宮崎市のホームページ、毎日のようにチェックしているんですが、宮崎市のホームページを見る限りは、毎日のよ

うに新しい情報は入ってないと。ところが、県庁は毎日のように数項目ずつ新しい情報が入っているということで、本当に県民に県政の状況をお知らせしようという姿勢が見えてて、この点は評価しております。一方で紙媒体ですね、「県広報みやざき」、従来毎月発行だったやつが今2カ月に1回ということで、これはインターネット環境にない方々にとっては、なぜ急に2カ月に1回になったのかという御不満の声が当初はあったんじゃないかと思うのですが、それがこの1年間どのようにしてクリアされてきたか。当然一般紙に「県政けいじばん」ということで充実されておりますので、そこで対応しますということになると思うのですが、当初の不満等の解消と、それにどういうふうに取り組んでこられたかお尋ねしたいと思います。

それから、県庁ホームページの維持管理について、当然外部委託されておられると思うのですが、各部各課の情報をどのように整理して委託されておられるのか、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○高藤広報企画監 まず、「広報みやざき」の件についてでございますが、「広報みやざき」は、去年から2カ月に1回ということでしました。そのかわりに、さっき委員もおっしゃいましたけど、「県政けいじばん」を月に2回という形でふやして、「広報みやざき」の方は締め切りが、36万部以上も刷るものですから、非常に印刷にひまがかかります。それで、タイムリーに情報を提供するのが非常に難しいということで、「県政けいじばん」の方を充実するという形で対応させていただいていると。そういうことで、「広報みやざき」が減ってそんなに大きな苦情というのはありません。

それから、ホームページの更新の件でござい

ますが、これは県庁で各課が情報を入力できるようなシステムを入れております。それで、入力を各課でやってもらって、うちの方で一応チェックをしまして掲載をするというシステムにしまして、割と早く更新ができるようになっております。

○満行副主査 まず、今ありました「県広報みやざき」事業の昨年の実績額を教えてくださいなのですが。

○高藤広報企画監 「県広報みやざき」、これは作成経費が大体3,500万ぐらい、あとそれから配布等の費用とか含めまして、点字広報とかも含めると、大体5,000万ぐらいになります。合計額が5,060万6,000円でございます。

○満行副主査 5,000万ですよ。ここのとこ中途半端というか、私たちは、2カ月ぐらい前に原稿を締め切らないと、12月号だったら10月には締め切らないと12月号が間に合わないという、その広報のあり方はどうなのかなと思いますよね。年に6回ということで、絶対これだけやりたいというのがあるかもしれませんけれども、県民間でどこまでニーズがあるのか。今後思いきり廃止するなり、ほかの媒体に、もっと掲示板を充実するなり、必要なかなとずっと県広報を見ながら考えてますので、ぜひ今後引き続き検討いただきたいと思います。

もう一つ、地域ビジネス創造、7ページ、成果報告書12ページです。調査事業が1件、新規創業6件ということですけど、7件ですね。採択は何件で、交付金取り消しがあったはずなんですけど、どういう事業がそういう事業になってしまったのか教えてくださいと思います。

○渡邊総合政策課長 全体で採択したのが7件でございます。本来8件採択したわけですが、1件が先ほど御説明したように、取り消しとい

いますか、この事業につきましては、どういうものかといいますと、いわゆる定年退職者等の高齢者が地域ビジネスを起こしたいということで、イメージ的にはシルバー人材センター、ああいう事業を立ち上げたいということでやられたわけですが、具体的な事業化ができないということで、3月末に交付申請の取り消しがありまして、交付決定200万の予定だったんですが、この分が実際に執行できなかったということでございます。

○満行副主査 その事業名は何という申請事業名だったのでしょうか。

○渡邊総合政策課長 事業名につきましては、事業名ということはないんですが、事業内容、名称も事業名も同じような形ですが、「定年退職者等高齢者による地域ビジネスの展開」という事業でございます。

○萩原主査 ほかございませんか。——ないようでございますので、以上をもって総合政策本部を終了いたします。どうもお疲れさんでした。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時7分再開

○萩原主査 それでは分科会を再開いたします。

平成17年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○河野総務部長 おはようございます。総務部の関係審査をよろしく願いいたします。

今回御審議をいただきます17年度決算につきまして、お手元に配付しております「主要施策の成果に関する報告書」及び「17年度決算特別委員会資料」に基づきまして御説明申し上げます。

まず、17年度一般会計決算の概要についてあります。お手元の「主要施策の成果に関する報告書」の1ページをお開きください。大部の資料の1ページでございます。私の方から決算全体のアウトラインにつきまして御説明を申し上げます。

1ページ目でございますが、17年度の決算額は、歳入で6,251億7,670万円余、歳出は6,196億3,945万円余となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支では、55億3,725万円となっております。また、この形式収支から平成18年度へ繰り越すべき事業に充当する財源35億円余を差し引いた実質収支では20億円余となっております。

17年度決算の特徴としましては、1ページの下のところ、表の下の下に書いてありますとおり、1つ目といたしましては、決算規模が歳入歳出ともに前年度を下回ったこと、2つ目としまして、前年度並みの実質収支を確保することができたことであります。

次に、資料が変わりますが、「平成17年度決算特別委員会資料」の9ページをお開きください。A4横の資料の9ページでございます。この表は、長期計画に基づきました総務部の施策の体系表であります。9ページの中で、右端のアンダーラインで示しております4つの主要施策の成果につきまして、その概要を御説明をいたします。

まず、「防災対策の充実」についてであります。大規模化・多様化する災害に対応できる防災体制の強化を図るために、総合防災訓練の実施などによりまして初動体制を確立するとともに、防災パンフレットの配布や防災啓発講演会などを開催したところであります。

また、防災に関する総合情報ネットワークを

構築する各設備の更新を実施しまして、国、市町村、防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図ったところであります。

次に、2つ目の「消防対策の充実」についてであります。

市町村の消防施設につきましては、防火水槽、消防団拠点施設等の整備を支援したところであります。さらに、救急出動の増加を踏まえ、計画的な救急救命士の養成を図ったところであります。

3つ目の「産業保安の確保」についてであります。

火薬類及び高圧ガスの取扱者等に対する保安講習や施設の保安検査、電気工事登録業者に対する立入検査などを実施しまして、事故防止を図ったところであります。

4つ目の「国民保護のための体制の整備」についてであります。

宮崎県国民保護計画を作成するとともに、市町村に対しましても計画作成に向けての説明会などを実施したところであります。

次に、10ページをお願いいたします。

「総務部の17年度歳出決算の状況」についてであります。総務部全体では、一番下の計の欄をごらんいただきますと、一番左側から見ていただきますと、歳出予算額は1,296億円余、その右、支出済額が1,287億円余であります。また、翌年度の繰越額が976万5,000円となっております。不用額が9億4,506万円余となっております。執行率は、一番右側の欄、99.03%となっております。この翌年度への繰り越しは、県有施設災害復旧事業でございます。

次に、監査における指摘事項についてであります。総務部の関係ではございませんでした。

また、お手元の「17年度宮崎県歳入歳出決算

審査及び基金運用状況審査意見書」において2件ほど意見・留意事項がありましたが、これにつきましては、後ほど関係課長の方から御説明をいたします。

以上、概要を御説明いたしました。各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、それぞれ関係課長・室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○和田財政課長 それではお手元の「平成17年度決算特別委員会資料」の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計歳入決算の状況について御説明をいたします。

まず、1つ目の県税の平成17年度決算額につきましては、854億4,429万8,000円で、前年度に比べまして35億円余、4.4%の増となっております。それから、表の一番下の地方消費税清算金につきましては、平成17年度決算額が206億700万円で、前年度に比べまして16億円余、7.5%の減となっております。詳細につきましては、後ほど税務課長より御説明を申し上げます。

次に、2ページをお願いいたします。

一番上の地方譲与税とその次の地方特例交付金であります。中ほどの増減の欄のところにありますように、前年度に比べまして、それぞれ77.8%、141.4%と極めて大きな増となっております。これにつきましては、三位一体の改革によりまして税源が移譲されたことによるものでございます。

次に、地方交付税であります。決算額1,905億9,645万2,000円で、前年度に比べまして3億円余、0.2%の減となっております。普通交付税につきましては、6億円余の減となっております。普通交付税につきましても、昨年の台風14号災害によりまして、特別交付税が増額されたことによりまして、減

収の幅が抑えられているという状況になっております。

一つ飛びまして分担金及び負担金であります。が、決算額が80億8,204万3,000円で、前年度と比べまして33億円余、70.4%の大幅な増となっております。これにつきましては、過去に実施いたしました国営土地改良事業の地元負担金の繰上償還があったことによるものでございます。

次に、下の3ページをお願いいたします。

一番上の国庫支出金であります。が、全体では1.5%の減となっておりますけれども、右の増減の主なものというところを書いてありますが、災害復旧費国庫負担金が163%の大幅な増となる一方で、教育費国庫負担金が三位一体の改革によりまして18.9%の減、それからNTT無利子貸付金償還金補助金が75%の減になったこと等によるものでございます。

一つ飛びまして寄附金でありますけれども決算額が12億2,396万2,000円で、前年度に比べまして8億円余、193.2%の極めて大幅な増となっております。これにつきましては、平成17年3月末に解散いたしました財団法人宮崎21世紀戦略推進財団の残余財産の寄附があったことによるものでございます。

その次の繰入金でありますけれども、143億1,642万7,000円で、前年度と比べまして68億円余、32.3%の減となっております。これは県債管理基金等の基金の取り崩しの減によるものでございます。

次に、1ページおめぐりいただきまして4ページをお願いいたします。

4ページの2つ目、県債でありますけれども、決算額が876億2,635万3,000円で、前年度と比べまして38億円余、4.2%の減となっております。内訳につきましては、災害復旧費が大幅に増加

した一方で、農林水産業債あるいは臨時財政対策債、こういったことが減少したことによるものでございます。

次に、下の5ページをお願いいたします。収入未済額の状況であります。

平成17年度の収入未済額は、県税や諸収入など合計いたしまして、左側の表の一番下でありますけれども、28億6,397万7,000円となっております。調定額に対する割合は0.46%となっております。左の表の一番下の欄外のところに収入未済額の昨年度の比較を載せておりますけれども、全体では2億861万2,000円減少していると、そういう状況になっております。

次に、6ページをお願いいたします。

今回の決算に関するさまざまな指標について載せております。

まず6ページの表の上から2番目、自主財源比率、これにつきましては、近年上がっているという状況にございますけれども、これにつきましては、基金からの繰入金がふえているといったこと等によるものでございまして、実態として自主財源が必ずしもふえているわけではないという状況でございます。

それから、右側の7ページの真ん中のグラフ、県債残高及び基金残高の推移のグラフのとおり、基金残高、県債残高につきましては、平成元年当時と比べますと3倍近い規模になっている一方で、基金残高につきましては、基金が減少していると、そういう状況でございます。

それから、その下の経常収支比率、それから公債費負担比率の推移のグラフにありますとおり、いずれの指標等も極めて悪化している状況にあります。まして、引き続き来年度以降も財政改革に取り組んでいくことが重要というふうに考えているところでございます。

次に、資料は変わりまして分厚い冊子ですが、**「主要施策の成果に関する報告書」**の2ページをお願いいたします。

まず、2ページに歳入決算の概要について載せておりますけれども、これにつきましては、先ほどの資料で御説明いたしましたので、詳細は省略させていただきまして、右側の3ページをごらんください。歳出決算の概要についてあります。

まず、款別についてそれぞれまとめておりますけれども、表の一番下の欄の合計を見ていただきますと、平成17年度の歳出決算額は6,196億3,945万2,000円で、対前年度比0.5%の減となっております。

主な増減につきまして、表の下のところをお願いいたします。

まず、1つ目のポツですが、総務費につきましては、県債管理基金の積立金の減等によりまして、前年度比17.8%の減、それから上から4つ目の農林水産業費につきましては、公共事業の減等によりまして、前年度比6.1%の減、それから、その下の5つ目、土木費につきましても、公共事業の減等によりまして前年度費7.8%の減、それから、一番最後の公債費でありますけれども、N T T債の繰上償還等の減によりまして、前年度比9.1%の減という状況となっております。

一方で増になっているものでありますけれども、上から2つ目の民生費でありますけれども、三位一体の改革等によりまして、県の負担がふえたことによりまして、20.7%の増、それから、下から2つ目の災害復旧費につきましても、137.8%と大きな増になっているところでございます。

1ページおめくりいただきまして4ページを

お願いいたします。歳出決算の性質別の状況であります。表の下の特徴のところを見ていただきたいのですが、義務的経費につきましては、人件費が前年度比1.5%の減、公債費がN T T債の減等によりまして、前年度比9.1%の減になりましたことによりまして、全体としては、前年度比4.2%の減というふうになっております。

その次の投資的経費でありますけれども、普通建設事業が公共事業の減によりまして、前年度比8.3%の減となった一方で、災害復旧事業費が前年度比137.8%と極めて大きな増になったことによりまして、全体として見ますと、前年度比3.1%の増という状況になっております。

最後に、その他の経費でありますけれども、補助費等は国民健康保険都道府県財政調整交付金の増等によりまして、前年度比8.9%の増になりましたので、全体といたしましても、1.6%の増という状況になっております。

平成17年度決算概要については以上でございます。

○萩原税務課長 県税及び地方消費税清算金決算につきまして御説明申し上げます。決算特別委員会資料の8ページをお開きください。

平成17年度の県税歳入決算は表の一番上の県税計がございまして、最終予算額が853億5,700万円に対しまして調定額が880億2,505万4,000円、収入済額が854億4,429万8,000円となっております。収入済額の前年度比は104.4%となっております。最終予算額に対しましては、その次の予算に対する増減額、C-Aの欄にありますように、8,729万8,000円の上積みができたところでございます。その次の不納欠損額が3億9,000万余、還付未済額が406万円ありました結果、収入未済額は21億9,000万余となっております。徴収

率は一番右側でございますけど、97.1%でございました。

各税目ごとの増減につきましては、1ページをお開きください。主な税目で御説明申し上げます。

中ほどでございますけど、まず、県民税のうち、個人県民税につきましては、6億3,000万余の増となっております。これは税制改正等の影響によるものでございます。

次に、法人県民税につきましては、3億1,000万余の増となっております。これは景気回復傾向等により、製造業、金融業などの業績が堅調に推移したことによるものでございます。

次に、事業税のうち法人事業税につきましては、23億6,000万円余の増となっております。これは法人県民税と同様、景気の回復傾向により製造業、金融業などが堅調に推移したことによるものでございます。

次の地方消費税につきましては、譲渡割地方消費税が3億3,000万円余の増となっております。これは個人消費が堅調に推移したことによるものと考えております。

2つあけまして自動車税でございますけど、2億9,000万円余の増となっております。これは環境を配慮した特別措置でありますグリーン化税制の軽減額縮小等の影響によるものでございます。

最後に、軽油引取税につきましては、6,000万余の減となっております。これは販売数量の減少によるものと考えております。

この結果、県税全体としまして、この表の一番上段の左から4番目でございますけど、増減の欄にありますように、16年度に比べまして35億7,000万余の増収、率にしまして4.4%の増となっております。

最後に、地方消費税清算金についてであります。同じページの一番下の欄をごらんください。これは全国で徴収されました地方消費税を最終消費地の県へ帰属させるための清算でございます。平成17年度の清算金収入は206億700万円と16年度に比べまして金額にして16億7,000万円余の減収、率にしまして7.5%の減となっております。これは全国的な清算金の対象となる地方消費税の減に伴いまして清算金収入が減収となったものでございます。以上でございます。

○米良総務課長 総務課の歳出決算の状況について御説明をいたします。総務課分は決算特別委員会資料の11ページから12ページまでとなっております。12ページをごらんいただきたいと思います。

総務課計は一番下の欄にありますとおり、予算額18億1,257万9,000円、支出済額17億9,481万1,611円、翌年度への繰越明許費976万5,000円、不用額800万2,389円で、執行率は99.0%となっております。その上の(目)県有施設災害復旧費でございますが、不用額は665万7,626円となっております。これは平成16年度の台風16号及び平成17年の台風14号により被災した県有施設の災害復旧工事に係る執行残等に伴う不用額であります。また、繰越明許費976万5,000円についてであります。これは17年の台風14号により被災した高鍋総合庁舎の非常用発電機改修工事の実施に当たり、工法の検討等に日時を要したことにより繰り越しとなったものであります。

次に、監査における指摘要望事項として、平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書において意見・留意事項がございました。お手元の審査意見書の55ページをお開きください。宮崎県土地開発基金に関する意見・留意事項であります。下の方の3の審査結

果及び意見のなお書きであります、「近年、基金の活用がなされていないので、基金設置の趣旨を踏まえ、そのあり方について検討されるよう要望する」という意見であります。当基金は、公用もしくは公共用に供する土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置された基金であります。平成14年度以降、緊急に用地取得を必要とする事業等がなく、基金の活用がなかったところではありますが、今後とも、当基金設置の趣旨を踏まえ、適正かつ効率的な基金の活用を努めてまいりたいと考えております。総務課は以上でございます。

○稲用人事課長 人事課の歳出決算の状況について御説明いたします。決算特別委員会資料の13ページをお開きください。

人事課計は同じページの一番下の欄にございますとおり、予算額52億8,914万9,000円、支出済額52億8,772万2,287円、不用額142万6,713円で、執行率は99.9%となっております。目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。よろしく御願いいたします。

○米原行政経営課長 行政経営課の歳出決算の状況について御説明をいたします。同じ特別委員会資料の14ページをお願いいたします。

行政経営課の計は一番下の欄にございますとおり、予算額9,097万5,000円、支出済額9,066万8,720円、不用額30万6,280円で、執行率は99.7%となっております。目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘要望事項はございません。行政経営課は以上でございます。

○鈴木職員厚生課長 職員厚生課の歳出決算の状況について御説明いたします。同じく決算特別委員会資料の15ページをごらんください。

職員厚生課計は一番下の欄にございますとおり、予算額5億9,856万4,000円、支出済額5億9,732万260円、不用額124万3,740円でございます。執行率は99.8%となっております。目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。

○和田財政課長 続きまして、財政課の歳出決算の状況について御説明いたします。19ページをお願いいたします。

財政課の合計につきましては、19ページの一番下の欄にありますとおり、予算額943億3,559万1,297円、支出済額938億3,281万3,076円、不用額5億277万8,221円、執行率は99.5%となっております。このうち、目の執行残が100万円以上のものが3件ございます。なお、執行率が90%未満のものはございません。

それでは、各費目について御説明をいたします。16ページにお戻りください。

16ページの表の上から3段目の（目）一般管理費でございます。予算額が14億9,852万1,000円、支出済額が13億9,033万9,846円、不用額が1億818万1,154円、執行率が92.8%となっております。この一般管理費につきましては、各課に共通した経費や財政課の事務費を計上いたしております。この共通経費につきましては、例えば、県税や国庫補助金等、県で収納した歳入につきまして還付が生じた場合など、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費につきまして、財政課で予算を一括計上し、支出が必要になった都度、分任して対応することといたして

おります。この経費につきましては、税の還付やその他の科目の不足に備えて、年度末まで計上しておく必要がありますので、結果として不用額が生じたものでございます。

平成17年度の主な不用額につきましては、一番下の償還金・利子及び割引料になっております。

次に、1ページおめくりいただきまして18ページをお願いいたします。

18ページの上から5段目の(目)利子でございます。予算額169億2,071万5,000円、支出済額165億9,995万6,111円、不用額が3億2,075万8,889円、執行率は98.1%となっております。これにつきましては、銀行等引受債につきまして、金融機関との金利交渉によりまして、利子支払いが少なくなったこと等により不用額が生じたものでございます。

次に、19ページの下から3番目、(目)予備費でございます。これは年度途中における不測の事態により予算外の支出の必要が生じた場合などに対する経費でございます。当初予算額で1億円を計上し、このうち2,668万5,703円を充用いたしております。その結果、予算減額が7,331万4,297円となり不用額となっております。充用した主な内訳につきましては、説明の欄のところに記載しておりますけれども、県有車両による交通事故などの損害賠償金、訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金等でございます。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘要望事項はございませんでした。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○萩原税務課長 税務課の歳出決算の状況について御説明いたします。税務課分は、委員会資料の20ページから21ページまでとなっております。税務課計は21ページの一番下の欄をお願い

いたします。予算額266億6,303万9,000円、支出済額262億3,623万7,793円、不用額4億2,680万1,207円で、執行率は98.4%となっております。このうち、目の執行残が100万円以上のものが2件ございます。なお、執行率が90%未満のものはございません。

それでは、各費目について御説明いたします。

まず、同じページの上から4段目の(目)地方消費税清算金でございます。予算額98億889万円、支出済額93億9,002万1,666円で、不用額4億1,886万8,334円、執行率95.7%となっております。これは関係都道府県との地方消費税の清算額が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、同じページの中ほどにございますけど、(目)ゴルフ場利用税交付金でございます。予算額5億997万9,000円、支出済額5億301万4,052円、不用額696万4,948円、執行率98.6%となっております。これはゴルフ場利用税の税収が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、監査報告書における指摘・要望事項はございませんが、歳入歳出決算審査意見書で審査の意見がございましたので、御説明いたします。

「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書」の4ページをお開きください。

下から5行目の(イ)の収入の確保についての①にありますとおり、自主財源に乏しく、財政運営が厳しい中であって、歳入の確保を図ることは最も重要な課題の一つである。収入未済額は28億円余となっており、そのうち県税が21億円余で全体の76.5%を占めている。

次の5ページ上段に移りますけど、県税収入については、多様な徴収方法を取り入れるなど積極的な取り組みによる収入率も改善したが、

なお多額の収入未済額があるので、その縮減へのさらなる努力が望まれる、との御意見でございました。なお、17ページには、県税決算の状況がございますので、後ほど御参照していただきますようお願いいたします。

また、収入未済の状況につきましては、同じ5ページの中ほどにあります、○収入未済の状況の表の中、上の2段目の県税の欄をごらんください。県税の収入未済につきましては、一番右端の前年対比の欄でございますが、額にしまして2億2,000万円余、率にして9.1%の未済額の縮減が図られたところでございます。御意見にありますとおり、多くの収入未済がありますことから、特に市町村に賦課徴収権がございます個人県民税につきましては、各県税事務所におきまして、管内市町村との合同の徴収会議の開催や、滞納整理のための実務研修、共同徴収、共同催告等を実施するとともに、本庁におきましても、市町村に対しまして、徴収対策について必要な助言を行うなど、収入未済の圧縮対策に取り組んでいるところでございます。また、今年度からは、地方税法第48条に基づく徴収引継ぎによる直接徴収にも取り組んでいるところでございます。

自動車税の徴収につきましては、要綱を定めまして、夜間、休日におきます電話催告や臨戸徴収などの滞納整理を実施し、未済額の縮減に取り組んでいるところでございます。さらに、年度末にはタイヤロックの導入、出納閉鎖期間におきましては、インターネットによる公売を実施するなど、新たな手法を導入したところでございます。今後とも、滞納整理のさらなる徹底、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○日高危機管理室長 それでは、危機管理局の

平成17年度の決算状況について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の22ページ及び23ページをお願いいたします。

危機管理局の計は23ページの一番下の欄にございます。予算額8億8,359万7,000円、支出済額8億7,908万5,903円、不用額は451万1,097円で、執行率は99.5%となっております。

次に、不用額についてであります。22ページをごらんいただきたいと思います。中ほどにあります(目)防災総務費でございます。その中で主なものとしまして、職員手当等の30万5,332円があります。これは防災救急航空隊員の年度末の出動回数の減による特殊勤務手当の減などによる執行残であります。

次に、負担金・補助金及び交付金の245万9,015円は、市町村の消防設備に対する補助金について、市町村の入札残が執行残となったものでございます。その他の目につきましては、執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、平成17年の主要施策の成果についてお願いをします。なお、説明は私と消防保安室長から御説明を申し上げます。説明項目に前後するものがありますので、よろしく申し上げます。

「主要施策の成果に関する報告書」の23ページをお願いいたします。

災害や事故に強い社会、危機管理体制の強化についてであります。

まず、(1)の施策、防災対策の充実につきましては、主な事業としまして、実績表の2段目にあります総合防災訓練に取り組みまして、昨年の5月29日に串間市内の6つの会場で58機関、

約1,100人の参加で訓練を実施したところであり
ます。

次に、災害から県民を守る防災啓発としまして
、防災パンフレットの配布や防災ホームページの更
新、さらに防災啓発後援会の開催を実施いたしま
した。

次に、一番下の新規事業、総合情報ネットワ
ーク設備更新に取り組み、行政無線設備の一部
のシステムを計画的に更新しております。

次に、24ページをお願いいたします。施策の
評価についてであります。③の災害から県民
を守る防災啓発について、パンフレットの配布
等により県民の意識啓発を図っておりますが、
成果指標の自主防災組織率のところにあります
ように、17年度の目標62%に対しまして61.6%、
若干目標に達していない状況となっております
ので、引き続き努力していきたいと考えている
ところでもあります。

④の総合情報ネットワーク設備更新について
は、設備の計画的更新により、国、市町村及び
防災関係機関との災害時における通信体制の確
保を図ったところでもあります。

次に、飛びますが27ページをお願いいたしま
す。

中ほどの国民保護のための体制の整備につい
てであります。主な事業としまして、新規事業
の国民保護計画の作成に取り組みました。宮崎
県国民保護計画を作成するとともに、市町村の
計画作成に向けて市町村担当者説明会を開催し
たところでもあります。

28ページをお願いいたします。

施策の評価であります。県の国民保護計画
につきましては、国民保護協議会を初め、関係
機関や県民の皆さんの意見を伺いながら、予定
どおり17年度中に作成したところでもあります。

おおむね順調に進んでいると考えております。
私からは以上でございます。

○押川消防保安室長 消防保安室でございます。
「主要施策の成果に関する報告書」の24ページ
をお開きいただきたいと存じます。

(2)の施策、消防対策の充実の主な事業、
防災救急ヘリコプター管理運営であります。こ
れにつきましては、17年2月から運航を開始
した防災救急ヘリコプターの17年度中の緊急運
航出動回数は、緊急搬送、山岳・海難救助等合
計57件となっております。

25ページをごらんください。

消防指導であります。ふるさと消防団パワ
フル21事業としまして、消防団員の確保や活
性化を図るため、今年3月にラップ隊フェスティ
バル、消防団員意見発表を内容とする消防大会
を開催するとともに、新聞等を活用した県民へ
の広報啓発を行ったところでございます。また、
救急業務の高度化に対応するため、引き続き救
急救命士の計画的な養成に取り組んだところで
ございます。17年度末現在における救急救命士
の総数は182人となっております。

次に、消防防災施設整備促進につきましては、
市町村が実施します防火水槽、消防団拠点施設
及び自主防災組織資機材等の整備に対し補助を
実施したところでもあります。

続きまして26ページをお開きください。

施策の評価につきましては、②の市町村消防
防災施設等整備について、市町村等に消防自動
車や防火水槽等の補助を行い、整備促進を図
ったところですが、市町村ごとの整備水準には
ばらつきもあり、地域防災力の強化を図るため、
今後も引き続き整備促進に努めてまいりたいと
考えております。

また、③では消防団の活性化のため、消防大

会を初めとする各種大会、出初式等への参加、また消防団員の資質向上に向けてのさまざまな訓練研修等を実施してきたところであります。

次に、(3)の施策、産業保安の確保についてであります。主な事業、予防指導につきましては、火災による災害や危険物の事故の未然防止を図るため、消防設備士及び危険物取扱者に対して、新しい知識や技能の習得のための講習を行いました。

次の火薬類取り締まり、高圧ガス取り締まり及び電気保安対策につきましては、施設の保安、完成検査、立入検査などを行いますとともに、保安講習の実施により、資質の向上と災害の防止に努めたところでございます。

27ページをごらんください。

施策の評価につきましては、残念ながら17年度も2件の事故が発生しており、なかなか無事故とはいきませんが、県民の安全性の確保を図るため、今後とも指導監督、研修を通じて産業保安の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘要望事項はございません。以上でございます。

○萩原主査 執行部の説明がすべて終了いたしました。

午後1時5分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時6分再開

○萩原主査 それでは分科会を再開いたします。

執行部の説明がすべて終了いたしましたので、これから質疑を行います。

○緒嶋委員 これはいろいろ不納欠損ですけれども、これは税の公平さから言ったら、不納欠

損というのは本当はあっちゃなんわけですよ。これはなかなかやむを得ん法的なルールにのっとってやられておることで、これが悪いということにはなんににしても、不納欠損に3億9,000万ですか、なる段階でどういう努力をされたのかというのが問題ではないかと思うのですけど、いろいろと御苦勞なさって、やむを得ずなされたこととは思いますが、この不納欠損に至るまでの努力をちょっと——努力というか、結果としてこうなったので、努力されて不納欠損をできるだけ減額しようという努力はされたと思うのですけど、万やむを得ない事情等について、ちょっといろいろ総括等もありましたけれども、もう一回説明願いたいと思います。

○萩原税務課長 不納欠損の関係でございますけど、今年度3億9,000万という不納欠損が出ておりますけど、基本的には、不納欠損については安易に行わないように、法に基づき厳格に行うように各県税に指導しておりまして、ただ、何もせずそのまま時効になることがないようにということで、本年度もそういったケースはございませんで、基本的には督促等を行いまして、再三の納税交渉、いろんなことを繰り返しても、なお納入されない場合については、厳格ないろんな滞納処分を行うわけでございますけど、どうしてもある一定割合につきましては、例えば倒産した場合、リストラや病気で納税義務者の生活が大変苦しいということで、また行方不明とか財産とかないというようなことで、やむを得ず滞納処分の執行停止をすることになります。そして、ある一定期間を過ぎますと、納税義務が消滅するということが不納欠損になるわけでございます。基本的に、取れないものについていつまでも抱えることは、法が予定していない

ところをごさいますて、他の徴収にも影響があるということで、法に基づいて厳格に行うように、安易に不納欠損を行わないようにということで指導しております。また、ちなみに、13年度から17年度の過去5年間の平均で申しますと、例えば、宮崎県が0.25%の不納欠損率でございます。全国平均が0.47%ということでございます。国におかれましては、大体0.52、市町村におかれましては0.9ということで、宮崎県につきましては、決して高い数字ではないんですけど、今後ともこういった不納欠損がないように努力をしていきたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひこれはできるだけ不納欠損が少ない方がいいわけでありますので、最大限努力していただきたいというふうに思います。

それと、自動車税ですけど、収入未済額なんかかなりあるわけですが、これは我々が考えれば、車検のときは当然納税証明が要るわけですし、これは廃車した場合にそのまま放置して納税しないでおるのかなという気もするんですけど、具体的にどういうことでこのようになるわけですか。

○萩原税務課長 自動車税につきましては、課税が42～43万台毎年あるわけでございますけど、基本的には多くの方が、99.何%の方はほとんど納めていただいているわけなんですけど、基本的に委員がおっしゃったように、車検が切れた後に、例えば2年間、特に長期間、要するに、例えば10年とか10年以上乗られる車が非常にふえております。そういうことで、乗りつぶして、そのまま車検が切れた後の2年間乗られて、その後行方不明になったり、支払い能力がないということで未済が出るというようなことが多いようでございます。

○緒嶋委員 それと今、徴収方法をコンビニと

かいろいろに変えられましたが、今年度からですかね。

○萩原税務課長 コンビニ納付は県民の利便性と納付率を高めるということで昨年度から導入しております。

○緒嶋委員 その成果というか、かなり、今年度を見れば、昨年度よりも徴収はよくなりつつあるわけですか。

○萩原税務課長 徴収は全体的には0.3ポイント上昇しております。ちなみに、コンビニにつきましては、昨年度から導入したわけですけど、昨年が*4万8,000ぐらいがコンビニで納められております。

○緒嶋委員 4万8,000件ですか。

○萩原税務課長 件です。納期内にですね。7月末まで去年やりまして、全体では5万8,917件のコンビニ利用がございまして、今年度につきましては、8月までコンビニ利用ができるということで、7万7,826件ということで、課税全体の約18%の利用がっております。

○緒嶋委員 それと、財政課長にちょっと伺いますが、地方分権の中で税源移譲ということでなされてきつつあるわけですがけれども、そのことは宮崎県から見た場合、収入の面で見ただけの場合には、税源移譲は宮崎県の場合は、今のルールでいくと、メリットがあったのかどうか。今までの交付税措置だけの考え方から見れば、税源移譲したというのは、宮崎県にとってプラスだったのかマイナスだったのかということを端的に。

○和田財政課長 平成18年度までの3年間の三位一体の改革によりまして、国庫補助金を廃止する一方で、その廃止した分の身がわりとして、税源移譲ということで個人所得課税について税

※32ページに訂正発言あり

源をされるということが行われたことにあわせて、さらに地方交付税についても改革が行われたというような状況でございます。単純に廃止された補助金と税源移譲だけを比べますと、やはり本県の場合来る税源というのは、廃止されたものに比べますと少ないという現状が一つございます。それに加えて、3年間で地方交付税全体が削減されておりますので、その両方の面を足し合わせると、純粋な足し算で申し上げれば、財源として少なくなったというような状況でございます。

○緒嶋委員 やはり地方分権というのは、財源的なものも確保されて、初めて地方の自立が成り立つわけですね。だから、東京とか税源の豊かなところはいいわけですけど、やはり地方のこういう財政窮乏県というか、そういうところにとっては、本当に地方分権のあるべき姿から見れば、逆に地方いじめみたいな税源移譲をしましたというのは、表向きはカッコいいんですけど、内容から見れば、やはり地方切り捨てと格差社会増長の一環にもなりつつあるんじゃないかなというふうにも思うのですけれども、今後、このあたりをどういうふうに国に対して、やはり税源移譲の本当に脆弱な、本当は地方の活性化が国全体の発展にもつながるわけですので、やはり税収は少ないし、税源移譲も思ったとおりこんというのであれば、ますますもって宮崎県の財政は悪化するということになると思うのですけど、このあたり今後どう取り組んでいくかということでもありますけれども。

○和田財政課長 まず、税源移譲と補助金の関係で申し上げますと、補助金を削減して税源移譲するわけでもありますけれども、税率のフラット化等によって、極力税収の多い東京都等に手厚くないような措置はとられておりますが、

それについては一定程度地方に配慮いただいているわけでもありますけれども、さらにその差を調整する地方交付税の部分がカットされたことは、特に本県にとっては非常に大きな影響があるという状況でございます。そういう状況でありますので、本県にとっては地方交付税全体の総額を確保するというところを一番取り組んでいくことが重要であるというふうには認識しているところでございます。

○緒嶋委員 その中で基礎的なものが将来は面積と人口という面がある。そうすると、人口はますますもって本県なんかは過疎現象が実は都会に比べてますます厳しくなるわけですね。だから、いかに面積というか、そういう自然環境的なものを加味してもらうかということに努力していかなければ、特にいろいろな温暖化の絡みなんかについても、自然の森林の吸収林とかいろいろやられれば、そういう自然環境のもたらす国に対する恩恵とか、いろいろなことを考えながら、ぜひこういう宮崎県のような財政がほかの企業立地も少ない、法人税もなかなか伸びない、そういうところでは地方交付税等に依存せざるを得ない体質というのは、将来にわたって変わらないと思うのですね。そうなれば、その配分についてできるだけ地方に傾斜した配分になるような、今後、執行部としての努力をぜひやっていただかなければ、毎年右肩下がり予算規模も減少するということは目に見えてくるんじゃないかなというふうにも思いますし、いかに景気がよくなったといっても、ほかの大都会から見れば、愛知とか神奈川とか東京、そういうところから見れば、景気がよくなったという実感はないわけですね。そういうことを考えれば、県民の生活をよくするためには、財政の形の中で対応していかなければ、宮崎県の

場合、なかなかよくなるまいというのを考えますと、そういう面の努力を今後続けていただくように強く要望しておきます。

○米良委員 これも財政課長だと思いますが、前回は県債と公債の関係をお尋ねしたところでしたが、今回もこの決算で上がっておりますように、公債費が利息も含めて897億円ですか、今までは県債もどんどん発行してきて、地方交付税で裏負担をしていくという一つのものがありましたよね。今、地方交付税等の話がありましたけれども、どんどん地方分権といえども国が削減から削減をしていきますと、はたまたこういう県債に頼らざるを得ないという社会がまたどんどん続くのかなということを考えますと、反面では宮崎県もやがて1兆円になるんでしょう。だから、そういう関係を考えますと、例えば将来にわたる償還計画とか、そういうものも視野に入れながらこれからの県債というのを考えていかならんのかなという、そういう気がするんですよ。そういう状況の中において、公債に対する国の考え方なり、どう一つ一つのそういうものを視野に入れてそれぞれの地方自治体に指導しているのか、そこは課長、どうなんですかね。国の将来にわたる県債なりそういう考え方ですよ。どうなんですか、今までと全く変わりませんかね。

○和田財政課長 地方債の関係でありますけれども、まず県としての取り組みとしましては、できるだけ公債費の毎年の負担を減らすために、償還年数を10年を15年とか20年とかいった取り組みをしているところでございます。それから、国レベルで現在行われている議論としまして、一つ、起債に対する交付税措置が、過去において過大な起債の発行につながったという面も指摘されておりますので、そういった起債に対す

る交付税措置について見直していこうという動きが一つございます。

それから、もう一つ大きな動きといたしましては、できるだけ地方に責任を持たせるという観点から、地方債について自由化する一方で、償還についての責任についても厳しく破綻法制とか、そういったことで議論されているといった、そういった2つの大きな流れが最近議論されているような状況でございます。

○米良委員 そうなりますと、やっぱり厳しさを余儀なくされるであろうという時代が来ると思うのですよね。そうなったときの自主財源をどう伸ばしていくかということもまた視野に入れながら、これからの宮崎県の財政というものを考えていかなければならぬと思いますけれども、その場合の将来にわたる財源確保、そういうのはどう考えておればいいんですか。

○和田財政課長 財源確保につきましては、基本的には自主財源ということであれば県税収入を少しでも伸ばしていくというのが本筋であるわけでありまして、本県の財政状況を見ますと、歳入に占める県税の割合が15%程度という状況の中で、その辺が非常に厳しい状況でございます。一方大きな歳入の割合を占めておりますのが地方交付税になっておりますので、その辺の総額の確保とあと配分方法のできるだけ地方に手厚くなるような、そういった両面から、本県の財政力を考えますと取り組んでいかざるを得ないのかなと考えている状況でございます。

○米良委員 宮崎県の場合、ほかの県もそうだと思いますけれども、償還計画というのは、国の指導のもとにおいてなされておるものですか。そうでなしに、各地方自治体に償還計画というのは任されて、その時々々の財政状況によって、

じゃ宮崎県の場合700億ですよとか800億ですよというような、そういう単的な考え方になっておるわけですか。

○和田財政課長 起債の償還につきましては、国から個別の指導があるという状況にありませんので、それぞれの各地方自治体において、そのときの財政状況を見ながら、どういうふうな公債費の負担をするのが財政運営上いいかという観点から、10年債にするのか、15年債にするのか、20年債にするのか、そういったようなことを勘案しながら決めていくというのが現状でございます。

○米良委員 後学のために聞かせてください。各部局ごとの県債というのは、明確な数字が出ておるわけですか。もしあれば、また後日でも結構ですから、何か一覧表があったら下さい。

○和田財政課長 各部局別と申しますか、各起債ごとの一覧表というのはつくっておりますけど、部局ごとには分けておりませんので、その起債ごとということであれば一応一覧については整理をしておるような状況でございます。

○米良委員 危機管理局ですけど、23ページあたりに取り組まれた、安心して安全に暮らせる社会という中でありますが、やっぱりこれだけ災害が宮崎県の場合多くなりますと、非常に防災に対する情報伝達ですよ。これが重要になっておるといのは、言をまたないところですけども、特に高齢化社会というものは、他県よりも高いわけでありまして、なおさらそういうことを考えますと、情報の伝達というものは、これは怠ってはならんことでもありますよね。それで、各市町村が防災無線を持っておりますよね。それは県がどういうふうな形で指導なり、あるいは、ほとんど徹底しておるわけですかね、各市町村とも。そこ辺はどうなんでしょうね。

○押川消防保安室長 防災行政無線につきましては、委員御案内のとおりでして、ことし4月現在で地上系の無線局が県の出先機関ですとか市町村及び雨量局などに537局、そしてまた、今度は衛星系を介しまして無線局が市町村などに64局で構成されておまして、その利用内容といいますか、電話ですとかファクス、各種データの伝送、雨量とか水位等を含みますが、これら無線局を介して気象情報のシステムですとか、震度情報のシステムですとか、そういうものを総合情報ネットワークという形で構築しているところです。そういう中で、市町村におきましても、それぞれ市町村の行政無線というものを整備いたしているところです。

○米良委員 今おっしゃいますようなことは23ページに載っておりますが、私が言わんとするところは、例えば県内36万世帯か40万世帯かしりませんが、そういう世帯に徹底して防災無線で網を張りめぐらすという時代ができるだけ早く来てほしいんですよね。特に、さっき言いましたように、高齢化社会、ひとり暮らしが多いところほど、あるいはそういうところほど何か災害に見舞われるケースが往々にしてありますので、やっぱりそういう情報の伝達というものは、防災無線が一番徹底してしやすいんじゃないかなと思いますので、そこあたりの将来にわたる市町村への指導なり、あるいは市町村が計画しておるそういう年次なりわかっておればお聞かせいただくといいと思っております。

○押川消防保安室長 今、市町村の場合におきましては、同報系の行政無線と、片一方、移動系の無線と両方で整備をいたしております。そのうち、同報系もしくは移動系で31全部の市町村は整備がされているところでございます、今後、当然、今はアナログでやっておりますけ

れども、近い将来、これは情報の多量伝送ですとか、それから秘匿性ですとか、そういうことも考慮しましてデジタル化に移行していこうとしております。それで、県の行政無線におきましても、近い将来といたしますか、そういうデジタル化の方に移行しようというふうに国の方を介してそういう指導がなされておきまして、例えば、消防なんかの無線あたりにおきましても、平成28年度までにすべてデジタル化に移行する計画となっておりますので、それと合わせて市町村の方の行政無線あたりもデジタル化に移行しないといけないというふうに考えております。

○満行副主査 関連して総合情報ネットワークについてお尋ねしたいのですが、地上系537、衛星系64局ということですが、通信回線は国も持っていますよね。国は、各省庁ごとに日本全土どこに行ってもできるという体制を持っていると思いますが、県は県で持っていないと思います。そして、市町村は市町村で持っている。消防は消防で、警察は警察でというふうになっているわけですよね。これはどうしてもむだというか、もったいないよなと思うのですよ。県がどれだけ頑張っても、地上系で537ですよね。だから、山間部の多いこの宮崎において、どこにいても非常時には連絡がとれるということがどの国も県も市町村も努力していると思うのですが、どこかがまとめて、イメージ的には県がまとめて、消防も警察も含めて、すべてでやれるという計画はまだないのか。なければ、今後、そういう計画をぜひやっていただきたいと思うのですけれども、いかがなんでしょうか。

○押川消防保安室長 委員おっしゃるとおりでして、今それぞれが、県は県、市町村は市町村、各消防本部は各消防本部という形で整備がなされております。ただ、今後、今さっき申し上げ

ましたけど、デジタル化の方に移行せざるを得ないという状況の中で、例えば、警察無線あたりが一司令指令本部でもって、県内をくまなく一本でやっておりますが、こういうふうな形が望ましいとは考えております。また、そういう形の方に、今、片一方では消防の広域化というのも叫ばれておきまして、こういうものとあわせて消防のデジタル化の方向の中で考えて検討していきたいと思っております。

○満行副主査 わかりますけど、その地上系の537局は、国の機関とか市町村にも持っていらっしゃるわけですよね。だから、一緒に一体的な運用ができれば物すごくたくさんの連絡体制もとれるでしょうし、また複数の回線とか使えますから、災害時にどこかの中継局が途切れてもバックアップができるとか、いろんなメリットがあると思うのですよ。ぜひ、そういう消防と警察とかだけではなくて、市町村も含めて、災害時の部分も含めて、どこかコントロールの基地局を設けるとか、ぜひそういうことをやっていただきたいと思うのですけれども、その部局は危機管理局なんですか。それは今から協議をするということですか。今までの計画はないということですか。

○佐藤危機管理局長 ちょっと私の方で補足させていただきますと、先ほどからお話に出ている防災行政無線につきましては、国と県のレベルと市町村のレベルと三重構造になっておきまして、これは国と県と市町村はつながっております。防災行政無線ということでは国でネットワークがありまして、それは県のネットワークにつながっておりますし、県のネットワークは市町村につながっておりますので、防災行政無線という関係では、国と市町村まで一応ネットワークはつながっております。

それと、先ほどからちょっとお話に出てます警察の無線、これは警察庁、情報の秘匿性というようなことで、警察は警察独自に無線系統を持っております。あわせて御説明申し上げますと、自衛隊は自衛隊で通信系を別途持っております、防災と警察、それと自衛隊の無線系統、無線といいますか、そういう通信系等、別々な形をとられています。防災行政無線につきましては、国、県、市町村につながっておりますので、県レベルでは消防保安室の方が所管するというようになっております。

○満行副主査 消防、警察が独立しているというのはわかるんですけど、その移動防災行政無線は、県は車についているのはもちろん全部できるとは思いますけど、市町村とつながっているとおっしゃるけど、市町村の移動局と県の防災無線はつながっているわけですか。それは、やっぱり私が思うイメージは、県のそのまま市町村の役場の番号が振ってあるというだけじゃないんですかね。移動局まで、どこに移動して、災害現場に行っても、市町村から県とつながっているというイメージじゃないんですかね。それはできているということですか。

○押川消防保安室長 おっしゃいました移動局と県庁とは直接は現在つながっておりません。一たん役場なりを介して県庁とつながっていると。

○満行副主査 わかりました。もういいです。それでお願いします。だから、結局市町村とはつながっているけど、県の端末が市町村にあるというだけだと思うのですよね。

あと、26ページの防災救急ヘリ、17年度中に57件の出動となっているんですけど、この57件の出動の中で、他県の支援とかいうことで出動されたことがあるかどうかお尋ねします。

○押川消防保安室長 17年度は2回出ております。

○満行副主査 どこに出ておりますか。

○押川消防保安室長 大分県と熊本県の1件ずつです。

○満行副主査 「主要施策の成果に関する報告書」、毎年努力していただいて、5年ぐらい前からすると物すごい支出をしているなど、我々としてはありがたいなと思っておりますが、単純な質問ですけど、22ページを開いていただきたいのですが、前から思っているんですが、なぜ空白にページを打たないかんのかなど。決算は特に、これはないんですが、決算書なんか物すごく裏の方はページだけ打っているんですけど、これは経費節減という意味からすると、ここは飛ばして、22ページ飛ばして、23ページを22ページにしたらなぜいかんのか。これはだれが基準を定めて空白にページを打つようになっているのか。主管課はどこなんですか。

○和田財政課長 一応財政課の方で作成をしているわけでありましてけれども、仕切りというか、見やすさの観点から目次との間に仕切りということで空白のページを入れさせていただいているというような状況でございます。

○満行副主査 わかるんですけど、空白を置くというのはわかりますけど、空白にページを打たんでいいんじゃないかということなんです。だれがページを打つ基準になっているのか。

○和田財政課長 印刷の発注の都合上こういうふうになっております。一応見やすいというか、一応ページが続くようにということで入れているというような状況でございます。

○新見委員 24ページの自主防災組織のところでございますが、実績が目標値に対してちょっと低かったのも、お伺いしたいと思うのですが、

この自主防災組織率というのは、各市町村ごとの組織率を平均した県の数字かなと思うのですが、当然これは組織率の向上については、市町村、県一体となって向上に取り組まないといけないと思うのですが、県の組織率向上の役割はどのようなところがあるんですかね。

○日高危機管理室長 委員からの今の自主防災組織率であります、そこに17年度61.6%とあります。この数字は大体全国平均ぐらいの数字なんですけれども、この自主防災組織というのが活発なところとそうでないところ、ここ辺の格差もありますので、組織率アップも図るとともに、そういう差があるというのは、名ばかりで訓練とかそういうことを余りなされていない組織もあるものですから、そういうところをあわせて市町村と連携しながら、組織率のアップとそういう既存の防災組織の充実と、これを現在進めておるところです。以上です。

○新見委員 だから、県としての役割ですよ。

○日高危機管理室長 平成17年、それから16年に大きな台風等が来ましたが、その教訓を踏まえて、地域の方からもそういう自主防のリーダー、これがおられないという要望が上がってきたりしているものですから、それを踏まえて、ことしから自主防災リーダー研修会とか、あるいはそのさらに専門の防災士とか、こういうのを養成していきながら、自主防の活性化を図っておるところであります。

○緒嶋委員 ちょっと県有車両による交通事故の損害賠償金、これは7件とありますが、全体が17年度は7件しかなかったというふうに理解していいんですかね。

○和田財政課長 自賠責保険等で対応される部分もございますので、事故件数自体はこの7件以外にもございます。

○緒嶋委員 そうすると、その方はどこに予算的には出るわけですか、決算書では。

○和田財政課長 各課の自賠責保険のところから出ている状況でございます。

○緒嶋委員 総額はどれぐらいになるわけですか。

○和田財政課長 把握しておりますので、確認させていただきたいと思います。

○緒嶋委員 私は、議会ごとに割と県有車両の事故が多いというふうに思うわけですよ。そして、説明書もここで言っているかどうか、被害者の名前は出るけど、加害者、事故を起こした人の名前は説明書に出らんわけですよ。これは本末転倒じゃないか。事故を起こした人の名前を、県職員の名前が出らんで、相手方の名前だけ出てくるわけです。これは何か法律でそうしなきゃいかんという決まりがあるんですかね。私は、プライバシーやいろいろ考えた場合に、被害を受けた人の名前は出るが、事故を起こした人の名前は出ない。両方出ないならまだしも、説明の仕方は、何かルールがあるのかなと思って。

○和田財政課長 ちょっと確認の上お答えさせていただきます。

○緒嶋委員 そこ辺で、私は、特に綱紀肅正につながると思うのですが、事故が年間数十件、それは県有車両が多いという一つのあれもありますけれども、それとまた、今特に技術職がいなくなったということで、そこ辺のあれもあるのかなと思うのですが、いずれにしても、車両は安全・安心という意味からもお互い事故がない方がいいわけですので、これは綱紀肅正という立場からも、もうちょっと、いろいろな意味で宮崎県のこういう問題が起きますと、県民からの批判というか、そういうものが相当強

いのですよね。だから、やっぱり県職員自身
知事真っ先ですけれども、自覚をしなければ
いけないと思うのですよ。そういう点を含めて、
酔っ払って人の家に上がって寝たとかいうよ
うなことは、とても我々理解できんことで、こ
ういうことがあっちゃいかんわけで、もうちょ
っと綱紀肅正についても徹底してやる。これは
学校のいじめと同じことで、いろいろな意味で、
言えば対策が立てられておらんのですよね。文書
でどれだけ通達しているかわかりませんが、こ
ういう県有車両なんかの事故も、はっきり
言って起こしたくて起こす人はいないけれど
も、もうちょっと注意すれば防げる事故とい
うのはかなりあると思うのですよ。そういう意味
では、こういう点についても十分綱紀肅正につ
いては、職員の自覚を促すための努力を県庁挙
げてやってほしいなというふうに要望しておき
ます。

それともう一つ、県有財産の遊休財産とい
うか、それが私はある程度掌握されているのかど
うか。というのは、道路改良なんかでルートが
変わったりすると、不要遊休地がかなり出てお
るわけですよね。そういうものに対してそのま
ま生かされていないというか、遊休のままであ
る。そういうのは基本的には処分する。できる
だけ収入をふやす。そういう努力をしなければ、
担当の人も面倒くさいとか3年おれば職場が
変わるからそのまましとけとか、いろいろあるだ
ろうと私は思うのですけど、もうちょっと積極
的な遊休財産の活用というか、収入に上げるた
めの努力を、土木は土木、それぞれ所管の部署
でもうちょっと強く取り組むような何かルール
というか、指導というのはなされておるわけ
ですか。

○和田財政課長 県有財産の売却につきまして

は、財革計画の中でも積極的に売却するという
ことで、各部局の持っているそれぞれの財産に
ついて、まずは売れないかどうかということ
を検討しまして、売れないものであっても、貸し
付けするとか、可能な限り活用するというこ
とで、一応財革計画等でも盛り込んでいるよ
うな状況でございます。

○米良総務課長 総務課の方で県有財産の総括
的な管理をしておりますが、まさに今、財政課
長が答えたような感じで、処分するものは処分
するというので、ほかに利活用ができないも
のは処分するという方向で強く臨んでいるとこ
ろであります。

○緒嶋委員 私は、担当者というか、仕事が忙
しいからかどうかしらんけれども、これは処分
した方がいいんじゃないかというのがかなりま
だ、実際は課長が申されるようにはうまく機能
してない面があります、はっきり言って。我々
は、いろいろな場所を知っておる中では、担当
がかわれば、どこが県有地かどこが民有地か
わからんような職員も実際おるわけですよ。そ
うすると、それがほったらかしになる。そして、
その管理も放置しておるから、周囲の人が何と
か草を刈ってくれとかいろいろ言うような形
のものも出てきておるわけで、できるだけそこ
のあれは、毎年担当の部署とそういう所管する
職務にある人は認識を持たせるという努力をせ
んとうまくいかんんじゃないかなど。もう通達
しておりますというようなことだけでは、私は
徹底せんんじゃないかと。そういう欲しいとい
う人もやっぱりおるわけですよ。それが何か
しら県の厳しい財政状況を考えた場合には、積
極的にそういうものは利活用について強くその
対応を要望しておきたいと思います。

○萩原税務課長 ちょっと先ほど緒嶋委員の方

からコンビニの状況についての御質問がありましたけど、ちょっと訂正方お願いしたいと思います。前年度がたしか4万7,000件程度という話をしましたけど、本年度が4万7,627件が納期内で、前年度は4万796件でございました。

○米良委員 これは佐藤危機管理局長にお聞きした方がいいのかな。危機管理局という皆さんの仕事は、災害に強い県をつくるというのがありますよね。もちろん、例えば県内の災害を見ておきますと、河川がはんらんしたり、あるいはいろんな事象があって災害が発生しますよね。その後の対応が皆さんたちの仕事だと、こういうふうに思いがちなんです。例えば、危ないから逃げなさい、危ないからこういうふうな安全・安心なそういうところに避難しなさいよとか、ところが、河川の改修とかあるいはそういう土木関連に携わる皆さんたちは、日ごろからそういうところを視野に入れて仕事をするでしょうが、日ごろ県の危機管理局というのは、県内のそういう危険箇所、あるいは災害が発生するであろうそういう箇所についての土木サイドなり、あるいは市町村の建設課なり、そういうところと連動して、十分な視察研修なんかを行うような、そういう義務的なものを示唆的に、指導的にやるということが私は前提じゃないかなという気がしてならないんですよ。後々の措置を皆さんたちがするという事じゃなくて、それ以前の仕事も、先導的な指導的な役割を發揮をして、県内のそういう危険な箇所があればどうですかという、例えば土木事務所ごとの踏査をやってみたり調査をやってみたり、あるいは市町村のそういう窓口業務と一緒にやってみたり、そういうことも危機管理局の仕事じゃないかなという気がしてならないんですよ。こういう「成果に関する報告書」を見る限り、後手

後手の管理しかできてないという気がするんですよ。局長、どうですかね。そこあたりを視野に入れながら、未然に防止するために我々はどうあるべきかということを考えてことがありますか。

○佐藤危機管理局長 安全で安心して暮らせる社会、県土づくりということで、県挙げて取り組んでおるところでございまして、それぞれ治山治水、そういうところはそれぞれの部局で取り組んでいただいております、ただ基本的にそういう部分について市町村との意見交換とか、当然県の業務としてはそれぞれが所管するところでやっております、そこ辺を共通認識を持っていただくような形で束ねるのは我々のセクションでございませけれども、基本的にはそれぞれのところで専門分野でやっております。そういうところは市町村との意見交換、防災とか安全で安心して暮らせるような社会、県土づくりにつきまして、そういうことの必要性については、市町村と意見を交換したりは、一般的なことはやっておりますけれども、個別の案件につきましては、それぞれの専門セクションで対応していただいておりますのが現状でございます。必要性があれば、各部局と、土木と一緒に個別案件に入って行くようなこともございませけれども、一般的にはそれぞれの部局で責任を持ってやっておりますというのが現状でございます。

○米良委員 もちろんそうでしょうけれども、実は災害が発生をしたら遅いんですよ。遅きに失するというのはそうなんです。だから、それ以前に防止をするための危機管理局であってほしいなということを考えますと、徹底したそういった皆さんとの業務というのは、市町村もそうですけれども、それぞれの各出先との連

携とか、土木事務所もありますし、振興局もありますし、地産地消の観点からするとそういうところもいっぱいあるわけですから、せっかくなら、そういうところの把握をしながら、そういうところについては積極的にこうでなきゃならないよという大所高所からの指導助言というのは、あなたたちの仕事であるのじゃないかなと僕は思えてならんのですよ。だからお聞きしたんですけどね。今局長がおっしゃるようなことであれば安心しますけれども、やっぱりそういう未然に防止するためのそういうシステムづくりなり、そういう窓口業務をしっかりしてもらえれば、私は、今後出てくるいろんな対応なんかも、もうちょっと減っていくような気がしてならんのですよ。災害があって走っていくような、そういうものよりも、未然に防ぐための一つの方策を考えていかないと、それが危機管理局の仕事じゃないかなと思って、繰り返しますけれども、思ったものですから。

○新見委員 26、27ページの産業保安の確保についてちょっと教えてください。

27ページの上の方を見ると、施策の推進状況として、一部に努力を要するという評価になっています。この事業を見てみると、いろんな検査とか、立入検査とかいうものがいっぱい上がっておりますが、この一部に努力を要するというのは、目標としていた立入検査に、そこまで行き着かなかったという評価なのか、それとも危険物関係の事故発生が目標ゼロだったのに2件も発生してしまったから、この一部に努力を要するという評価になったのか、そこの区別をちょっと。

○押川消防保安室長 新見委員おっしゃいました後半の部分でありまして、あくまでも事故の目標値はゼロと考えておりますが、残念ながら

2件発生してしまったということで、そのような形になっております。

○新見委員 立入検査なんかできちんと検査をして、不備があったらきちっと指摘をして、それにもかかわらず相手先の瑕疵によって事故が発生した場合も、みずからを厳しく律していかれるということなんですね。

○押川危機管理室長 そのようにやりたいと思っております。参考までにこの事故は、運送会社の所有する給油取扱所で、トラックの燃料タンクに給油のノズルを差し込んだまま発進したと、それで軽油が流出してしまったというような例がありまして、もう一つは、アセチレンガス容器を倉庫に保管していたところ火災が発生してしましまして、その容器から炎が噴き出したというような事例の2件でございます。そのためにこういう評価に、一部に努力を要するという形になりました。以上です。

○緒嶋委員 総括的なことですが、県の行政を執行するための体制の中で、総合政策本部と総務部とのかかわり合い、これが今、総合政策本部は私はさっきも言ったんだが、名前からした場合、機能してないと私は思うのですよね。本当に政策を執行する体制が整っていない。このあたりの、昔は企画調整と総務部とかいうことだったけど、名前が大き過ぎて何もしてない。名前ほどの働きをしていない。というのは、組織に問題があるんじゃないかという気がしてならんわけですが、これは知事も今厳しい立場ですが、やはりこれはこのままずっとこの形でいくというのは、私はどうかなという気がします。このあたりは執行部の皆さん方もいろいろと考えがあるんじゃないかなという気がします、総務部長、そのあたりはどうですか。

○河野総務部長 本部のあり方については、従

来からいろいろ御議論のあるところだと思いますが、やはりなかなかその成果が具体的に目に見えてこないという難しさはある。この点は御理解をいただきたいと思うのですが、やはり長期計画を定めることによって、具体的な方向性を示して、毎年毎年は重要施策というものを示して、それに沿って予算編成をし、各部が事業を執行していくという道筋を示すという意味では、一定の役割を果たしていると思っております。先ほど、危機管理のあり方というお話がございましたが、危機管理局におきましても、危機管理指針を定めて、そういうものを入れて各部局がさまざまな事象への対応を検討する。また、防災関係では県の防災計画を定めて、各部局、それから市町村と連携をしてということで方向性を示すというのは、こういう組織の中で一定の役割、重要な役割ではないかというふうに認識をしております。

○緒嶋委員 ただ、総合政策本部という名前からして、そこですべてリーダーシップがとれておるかというのとれてないわけで、もうちょっとここあたりは、それは財政的な問題はいろいろあるわけですね。やりたくても手足がない、金がない。いろいろあるわけで、私は、安藤知事がそういうふうに、総合政策本部を中心とした政策を立案するという心構えというか、方針はいいんですけど、実際は名前負けしているような気がしてならんわけで、そういうあたりは今後の課題として全庁的な、私はここで決算だからちょっとあれですが、地域生活部にしても、広い範囲で、地域生活といえ、県民生活はみんな地域生活になるわけですね。あそこにすべてが集約されて、やはりあそこの部長さんなんかも、ある意味では大変だと思うのです。もうちょっとバランスのいい組織体にしていかなければ、

何か一極集中的になり過ぎてうまく機能していないと。そして、総合政策本部というものはあるけれども、それが十分な機能を果たしていないというような気がしてならんわけですので、これは恐らく総合政策本部の職員も悩んでおるだろうと思うのです。何をしたいかわからん。極端に言うと、いろいろあそこで方針を決めても、今度は財政の査定段階では、そんなに本部で決めても、それは予算がありませんということに結論からいけばなることがかなりあるんだらうと思うのです。そういう点では、政策の整合性が途中で頓挫するというのもあるので、やはり組織の中でみんなが、お互いが調整がうまくいくような中での姿をつくっていかなければ、二重手間みたいな組織では私はいまよくいかんのではないかなという気がしてならんのですよね、今、法律を特に重視する中においてはですよ。そこ辺を今後十分検討していただいて、これはだれがトップになろうとも、組織はすばらしい組織が一番いいわけですので、トップがかわるごとに組織が変わるというのも、これもいかなものかなと、長計でも同じですけども、そういう気がしてならんのですよね。これは十分内部で皆さん方が努力して、県民のためにどういう組織がいいのか、それは皆さん方がある意味じゃプロでありますので、プロの立場でいろいろ検討していただくというのが必要じゃないかなという気がするわけですので、これは要望にかえておきますが、十分検討していただきたいというふうに思います。

○萩原主査 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。どうもお疲れさんでした。

暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時4分再開

○萩原主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成17年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○美濃田出納事務局長 それでは、出納事務局の平成17年度決算の概要について御説明申し上げます。お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、出納事務局全体について御説明いたします。表の一番下の欄をごらんください。

予算額11億6,605万3,000円に対しまして、支出済額は11億6,452万8,924円、不用額は152万4,076円、執行率は99.9%となっております。

資料の2ページをお開きください。表の一番下の欄をごらんください。

会計課につきましては、予算額8億7,321万6,000円に対しまして、支出済額は8億7,234万1,931円、不用額は87万4,069円、執行率は99.9%となっております。

(目)のうち、執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、資料の3ページをごらんください。表の一番下の欄をごらんください。

物品管理課につきましては、予算額2億9,283万7,000円に対しまして、支出済額は2億9,218万6,993円、不用額は65万7円、執行率は99.8%となっております。

(目)のうち、執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

以上、出納事務局の決算の概要について御説明いたしましたが、「主要施策の成果に関する報告書」への掲載、「決算審査意見書」に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

げます。

なお、昨日来、御承知の状況であるわけですが、私ども事務局といたしましては、出納事務の執行につきまして、間違いのないよう、職員一丸となって粛々と努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導等についてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○萩原主査 執行部の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○緒嶋委員 支出のあれだけど、出先の皆さんなんか出張旅費の計算というか、えらい面倒くさいというか、前からみたら、これは電算システムになったことかかって時間がかかって苦労しておるといような話を伺うんですが、このことは出納事務局の皆さんはそういうことを聞いておられるかどうか。

○森山会計課長 そのことについてはお話を伺っています。それについて改善すべく、往復の旅費については、ぼんと押すだけで、帰りは往復の復でできるという形になっておりますし、漸次不便な面については改善するようにしています。

○緒嶋委員 それはほかのところも、県によっては電算システムからまた逆に変えたところもあるというような、だからすべてが合理化という、システムそのものに金が相当かかっているということも聞くわけですね。だから、改革というのは、何を基準に改革するのかということも十分考えながら、システムを変えることだけが改革というわけじゃないわけで、そのことで時間的にもロスタイム的で、何も旅費計算するのに、マニュアルどおりぱっぱとやればいいのに、それもなれてないというのもある。

るのかもしれないけど、大変苦勞しておるとい
ようなことを聞くので、そういうことは不正が
なければ、時間が簡単に早くできる方が一番私
はいいと思うのですよね。十分そのあたりは早
目に改善するべきは私は改善した方がいいんじ
ゃないかと思っております。

○森山会計課長 出先においては、手計算でや
る方法もあるんですよ。それを全部電算だとい
うふうに考えて勘違いされている方もいます。
それを今までどおりペーパーでやれば、手計算
で手書きにすれば簡単に済むところを、何もか
も電算だというふうに勘違いされている向きも
ありますので、その辺については指導してい
きたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 そのことで職員も逆に悩んでお
られるわけです。本当に矛盾したことがあります
ので、伺うと、これは面倒くさくてとてもじゃ
ないと。それで時間がかかって何しよるかわか
らんとというようなそういうことで、本庁の皆さ
んはそういうことは余りないんだろうけど、出
先は出張もかなり多いから、ぜひうまく指導し
ていただいて、それで悩むようなことじゃどう
しようもないわけで、出張せん方がいいという
ようなことになる。

○萩原主査 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 ないようでありますので、以上で
出納事務局を終了いたします。お疲れさんです
た。

暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時13分再開

○萩原主査 それでは分科会を再開いたします。
平成17年度決算について、執行部の説明を求

めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が
すべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺人事委員会事務局長 それでは、人事委
員会の平成17年度決算の概要について御説明い
たします。お手元に配付いたしております決算
特別委員会資料により御説明いたします。

一番下の合計の欄をごらんください。

平成17年度の予算総額1億5,446万5,000円に
対しまして、支出済額は1億5,379万9,700円で、
繰り越しはございません。この結果、不用額66
万5,300円、執行率99.6%となっております。

目の執行算が100万円以上のもの及び執行率
が90%未満のものはございません。

また、決算審査意見書に記載された審査意見
及び監査における指摘事項はございません。

なお、「主要施策の成果に関する報告書」への
掲載はございませんけれども、平成17年度にお
きましても、地方自治法等の規定に基づきまし
て、職員の採用試験、給与勧告、不利益処分
に関する不服申し立てに関する審査等を実施し、
人事行政の円滑な推進に努めたところでござい
ます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願
いいたします。

○萩原主査 執行部の説明が終了いたしました。
これより質疑を行います。ございませんか。

○緒嶋委員 何もないんですが、今、人事委員
会では、県職の場合、職員採用なんかの最終的
な採用人員というのは、人事課から来たもの
に向かってやる。どういうシステムになるん
ですか。採用までのシステムというか、採用人数
を決定する、そういう手順というか。

○井黒総務課長 採用予定数につきましては、
任命権者の方で決定しております。その任命権
者が大体採用予定数を決めたものについて、人

事委員会にこういう人数で採用試験を実施してほしいということで申し入れがございまして、その人数に応じて合格者を決定しております。以上でございます。

○緒嶋委員 人事委員会は、任命権者から来たものをそのまま、それに基づいて採用試験を行うということですね。それだけですね。

○井黒総務課長 おっしゃるとおりです。

○萩原主査 よろしいですか。以上で人事委員会事務局を終わります。お疲れさんでした。

暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時18分再開

○萩原主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成17年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○甲斐監査事務局長 それでは、平成17年度の監査事務局の決算について説明をさせていただきます。お手元に配付いたしております決算特別委員会資料をごらんいただきたいと存じます。この資料は、お手元でございますけど、決算に関する調書でございますが、この調書の中から監査事務局関係のデータにつきまして86ページから87ページ及び112ページから115ページにかけまして抜粋いたしておりますので、これによりまして説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の段になりますけれども、(款)総務費でございます。監査事務局におきましては、款はこの総務費の一本でございます。そのうちの一つでございますが、その下の段でございまして、(項)総務管理費でございます。これは右側

の説明の欄にも記載しておりますように、外部監査に要する経費でございます。また、下の欄の(項)監査委員費でございますが、これは監査委員及び事務局職員の人件費及び運営費でございます。

これらの予算執行状況につきましては、下の2ページの一番下の監査事務局合計の欄をごらんいただきますと、予算額で2億2,750万円でございます。支出済額が2億2,662万6,933円でございます。繰越額はございません。不用額が87万3,067円でございます。執行率は99.6%となっております。なお、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。また、主要施策の成果及び監査結果としては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。よろしく願いいたします。

○萩原主査 事務局の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 ないですね。

非常に寂しいでしょうけれども、以上で監査事務局の審査を終了いたします。お疲れさんでした。

暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時22分再開

○萩原主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成17年度決算について事務局の説明を求めます。なお、委員の質疑は、事務局の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○後藤議会事務局長 それでは、議会事務局の平成17年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の(款) 議会費をごらんください。

予算額11億7,929万7,000円に対しまして、支出済額は11億7,201万4円でございます。不用額は728万6,996円となりまして、執行率は99.4%でございます。

次に、目における予算の執行残額が100万円以上のものについて御説明申し上げます。なお、執行率90%未満のものはございませんでした。

まず、(目) 議会費におきましては、不用額484万8,903円、執行率99.4%でございます。不用額の主な理由といたしましては、旅費でございまして、会期日程の確定等に伴う執行残ということになっております。

次に、2ページの事務局費、(目) 事務局費をごらんいただきたいと思います。不用額243万8,093円、執行率99.4%でございます。

不用額の主な理由といたしまして、職員の旅費、それから本会議、委員会等の速記反訳に要します委託料の執行残ということになってございます。

以上、事務局の決算の概要について御説明いたしました。「主要施策の成果に関する報告書」への掲載、それから、「決算審査意見書」に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございませんでした。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○萩原主査 事務局の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。

○緒嶋委員 今、4年前から見て、予算全体の定数45が欠員やおる関係でかなり全体的にはどうですか。減額というか、どういうふうになっていますか。かなり給与も、去年はあれだったですか。

○馬原総務課長 昨年度の予算額でございますけれども、決算ベースで12億240万ということで、17年度は16年度に比べまして若干落ちております。

○萩原主査 ほか、ないですか。

ないようでしたら、僕から一つ。局長、事務局職員の人たちが出張で委員会等で一緒に出ていきますよね。このときに、実際現実合わない、例えば議員の皆さんが泊まるホテル、みんな一緒に泊まるわけですがね。いろんな仕事執行上。それなのに、職員の皆さんがいろいろ手当等が低いために、職員の皆さんが場合によっては本当は出張しておるのに手出ししてやらなければならない。その辺はやっぱり十分一回検討していただきたいと思います。そうでないと、出張するたびに、何か最近の天気みたいに、毎日暗い思いで出張についていけないきませんので、それは規定上、ほかの職員と同じような規定ではなくて、議会事務局の一緒に調査に同行する人たちのことは十分配慮する方法を総務部と1回打ち合わせしていただきたいと思います。

○後藤議会事務局長 御指摘、そのとおりに思います。私どもも、各常任委員会別の、あるいは特別委員会ごとの出張の実績、そういうものを今調べさせていただいております。それで、職員につきまして、御指摘のように、金額が低いという部分もありまして、いろいろ御迷惑をおかけしているところがあるというふうに十分認識しております。したがって、今年度、旅費の改正もお願いしたところでございましたので、旅費の現行の規定の中で、職員についても、増額調整という方法で、できるだけ実態に即すように支給の金額を高める方向で、今関係部局と調整をしております、できるだけ速や

かに、満額とはいかないと思いますけれども、できるだけ赤字が出ないように、そういう方向で考えていきたいと思っております。

それから、先ほど緒嶋委員の方からございました4年分の予算の比較で申し上げますと、予算自体はほぼ12億ということで、余り変化はございません。ちなみに、毎年予算の状況を見ますと、他部局は、2%から5%ぐらいの事務費の減で予算が組まれておりますけれども、議会事務局につきましては、ずっと低い比率、いわば2%以下の比率で予算は計上させていただいております。以上でございます。

○緒嶋委員 それと、我々委員会ごとに県外視察とか県内視察に行きますが、執行部の随同行とか、これが果たして機能しているのかなという気がするんですよ。一緒に行くけど、県職員とも何ともわからんようなあいさつもせずに、また行き先から、そこが目的地が終わればぼつと帰る。それも3名ぐらい。そういう形であれば、もう我々は主体的に我々だけの議会の議員と職員の書記だけの視察でも、向こうの執行部の勉強ということで随行されるのであろうけど、どうですかね、あれ実際これは効果があるのか、それだけの費用対効果があるのかなという気がせんでもないのだけど、これは委員長どうですか。

○萩原主査 いや、僕もこの間福島県に行ったときも、バッジを見てみると何か県庁職員のような気がするし、うんともすんともないわけですね。やっぱり2人、3人来ているんですよ、行った先で。行ってみると玄関に、福島県の職員かなと、バッジを見るとどこか見たようなバッジだがなと思うと宮崎県の職員であいさつもなし。あいさつせいという意味じゃないんですよ。しかし、どういう調査で議員の皆様と一緒に

に調査させていただきますということぐらいあるのが人の道じゃないかなと。その辺を、今緒嶋委員がおっしゃるように、非常に委員会で各県に視察に行くじゃないですか、調査に行ったりするときに。おるんです、どこか。どこか見たような面だけだなというような程度で終わっているんです。だから、その辺を担当部に行く必要があるかないかの部分も一緒に含めて、行くなら行くでちゃんと委員会が行くんだから、議会の皆さんにも、こういうので一緒に同行させてくださいぐらいあってしかるべきだと。そうすると、我々は今度はまた相手方を調査するときに物の言いようがあるわけですよ。その辺をひとつ、局長、何かあったら。

○後藤議会事務局長 御指摘ごもっともかと思えます。職員にしてみますと、やはり先生方に若い職員が簡単にお声をおかけするということのはばかられて、そうするとなかなか目礼をするぐらいでとどまっているのかなと思います。ただ、御指摘ごもっともでございますので、毎年年度初めに各部の連絡調整課と議会との調整の場がございますので、そういったところを通じながら、来年度のそういう出張、随行のあり方、そこら辺について、私ども要望してまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

○緒嶋委員 ほかの視察というか、研修ついでにそれをくんでやられるのかもしれないけど、何か我々研修先での対応を見ておると、余り意味がないのではないかなという感じがするわけです。それはほかのところでは研修されておるのかもしれないから、否定はせんけど、もうちょっと何かあっていいのかなという感じがしてならんわけです。

○萩原主査 ついで、過年だけど、例えば僕、たまたま委員長をさせてもらっているけれども、

福島県だかどこかの県で、県の職員といろいろやるときに、そういうことを前もって知っておけば、きょうは職員も来ておりますから、あなたの方は担当だけれども、何か質問ありませんかとか言えるわけですよ。何も県議会議員って表向きは県議会議員、中身は派遣社員だから。その辺をそんなにかた苦しく思わずに、もうちょっと積極的に何でも取り組むという、給料が減ったから、元気の出る宮崎県にならんのかなと思って。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 以上で議会事務局を終了いたします。お疲れさんでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時33分休憩

午後 2 時34分再開

○萩原主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、審査の最終日に行うことになっておりますので、12月1日、13時30分を予定して採決を行いたいと思いますので、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 それでは、次の分科会は12月1日、13時30分を開会と決定いたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。

委員会の皆さん、長時間お疲れさまでした。

午後 2 時35分散会

平成18年12月1日（金曜日）

午後1時27分開会

出席委員（8人）

主	査	萩原耕三
副主	査	満行潤一
委	員	緒嶋雅晃
委	員	米良政美
委	員	坂元裕一
委	員	由利英治
委	員	野辺修光
委	員	新見昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	古谷信人

○萩原主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 それでは、議案第7号についてお諮りいたします。

議案第7号「平成17年度決算の認定について」、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。

主査報告の内容として、特に御要望はありま

せんか。

〔「正副主査一任」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 それではお諮りいたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 それではそのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原主査 ないようでありますので、以上で分科会を終了いたします。委員の皆さん、お疲れさまでございました。

午後1時29分開会